



第250号



- (社)東京産業廃棄物協会が第55回定時総会開く
- 2011NEW環境展、協会ブースに加藤商事(株)初参加
- 当協会が「災害廃棄物処理について」都議会自民・公明党に要望
- 環境省、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針



有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



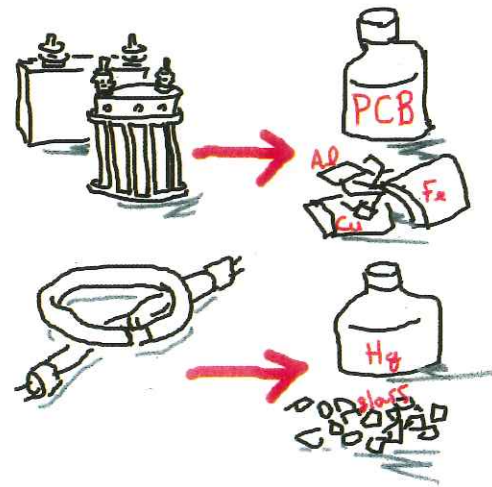
陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推進しています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2009~11年度 収集運搬業 (環境省認定) 産廃エキスパート 認定番号1-09-A0012
 2009~11年度 中間処理業 産廃エキスパート 認定番号1-09-C0012
 ありがとうございます 株式会社 有明興業 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
 〒136-0083 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919



技術です
 キケンなゴミを資源に戻す



有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリングVTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

究極のリサイクリングの、名前です。

ゼロ・ジャパン株式会社
 MATSUDA SANGYO GROUP

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

[第55回定時総会] (社)東京産業廃棄物協会が第55回定時総会開く 会員数僅かに減少するも決算では良好な結果示す	2
[2011NEW環境展] 当協会ブースは東京都環境整備公社と初参加の加藤商事(株) 会員単独では正会員4社と賛助会員3社の計7社	18
各種団体特別ヒアリングにおいて当協会が 「災害廃棄物処理について」都議会自民・公明党に要望	24
環境省が東日本大震災に係る災害廃棄物の 処理指針(マスタープラン)	26
東日本大震災の被害者に向けた黙とうで 始った女性部定時総会	32
23年度の優良性基準適合認定制度で3回の説明会	38

地球温暖化対策 砂漠の太陽を活用しよう	33
つばやき 東京の世界遺産 小笠原諸島	34
身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part58	35
寄稿・TTT会 トライアスロンチームの紹介	36
委員会報告(医療廃棄物委員会、青年部)	38
よろず相談(法律・改正で廃棄物処理法はどう変わったか(3))	40
協会の主な今後の日程	45
お江戸ぶらぶら歩る記	46
事務局便り・編集後記	48
表紙の顔	39

第55回定時総会

(社)東京産業廃棄物協会が第55回定時総会開く 会員数僅かに減少するも決算では良好な結果示す

(社)東京産業廃棄物協会は、平成23年5月25日(水)午後4時30分から港区北青山の青山ダイヤモンドホールにおいて第55回定時総会を開き、平成22年度事業報告と決算報告を満場一致で承認、午後6時からは懇親会が開かれ、例年各社から推薦の優良従事者表彰では前年の12名を上回る18名が表彰され、世間の沈滞ムードを吹き飛ばすような活気も醸し、明るい雰囲気の中で懇親会は盛会裏にお開きとなっていた。



総会風景、事業報告等を説明する古川専務理事

総会は木村事務局長の司会で始まったが、司会者の発言で去る3月11日の東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福を祈るための黙とうを捧げたいとして全員起立して黙とうした。続いて榎常任理事の開会宣言の後、司会者から「本日現在の正会員数は579名で、本日の総会出席者数は90名で、また委任状による表決数は316名となっている。したがって委任状を含む総出席者は406名で、出席率は70.1%なり、正会員の過



高橋会長

半数をうわまわっております。よって本総会が成立していることをご報告申し上げます」と報告した。

続いて高橋会長が挨拶に立ち「私からも被災に合った方々に心からお見舞いいたしますと同時に亡くなられた方々には謹んでお悔やみのご冥福をお祈りいたすところです。」

と前置きし、「本日の定時総会に多数の会員の皆様にご出席頂き誠に有難うございます。また、昨年の決算総会において会長に選任され、1年が経過いたしました。この間に皆様方のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本総会では平成22年度事業報告並びに決算についてご審議頂きますが、特に廃棄物処理法及び関係政省令の改正、再生砕石のアスベスト混入問題など例年がない対応を含む事業報告、決算となっております。会員数におきましては、残念ながら正会員が583社から577社へと1.2%の減少を見ましたが、ご審



議長の乙顔副会長

議いただく決算の数字は議案書に示す通り、良好な結果となっております。皆様方には活発な議論と議事進行をお願いいたします」と挨拶した。

続いて議事に入り、乙顔副会長が議長に選任され、本日の議事録署名人として渋井 信和氏と細沼 順人氏の両氏を指名した。

【事業報告と決算報告】

ここから3号議案の平成22年度事業報告と4号議案の平成22年度決算報告の審議に入ったが、議長の指名により両報告とも古川専務理事から大要以下

に示す内容説明が行われ、いずれも議場に諮ったところ、両議案ともに議案書に異議がなく満場一致で承認された。

平成22年度は、引き続き経済が低迷する中で、廃棄物処理法の改正、それを受けた政令・省令の改正、さらには制度改正に伴う通知の発布、再生砕石のアスベスト混入問題の発生、と大きな動きがあり、3月には東日本大震災が発生し、災害廃棄物という大きな課題に直面することになるなど、我々産業廃棄物処理業界にとって、状況変化への対応力が強く問われる一年となりました。

そうした中で、協会は、昨年引き続きCO₂マイナスの活動に加え、廃棄物処理制度改正の内容の把握とその普及、

東京都と連携した再生砕石の安全宣言を目指した大気測定などの迅速な対応、東京都と一体となった広域的な災害廃棄物処理支援の方策の立ち上げへの取り組みなど、活発に行動し、会員各社の協力のもと、次のような事業を行いました。

平成22年度事業報告

●調査研究事業 (第1号事業)

法制度の改正、行政機関の動向など、必要不可欠な情報を、的確かつ速やかに会員に提供するとともに、関係方面への

提案を行っていくために、多方面にわたる調査・情報収集を行った。成果は、機関誌『とうきょうさんばい』や、各種研修会、相談業務を通して会員に情報提供を行い、また、行政などへの要望に活かした。

●研修事業（第2号事業）

一般の研修事業では、会員企業の各職層に合わせた各種研修会、講習会を行った。特に22年度は、法制度改正に関する説明会を開催した。

①会員を対象とした安全衛生研修会は、安全衛生研修会、リスクアセスメント推進研修会を計3回開催し、231名の参加があった。

②「収集運搬業社内管理体制構築のすすめ」研修会は、全国産業廃棄物連合会の収集運搬部会が作成したテキストを用い、175名の参加を得て、その内容の周知・徹底を図った。

③医療廃棄物勉強会は、関係会員向けに、五十嵐新委員長を中心に医療廃棄物委員会が企画・実施したものの。

④国内処理施設見学研修会は、島根県松江市のアースサポート(株)の施設を見学した。

⑤映画上映研修会は、初めて取り組んだもので、女性部のバイタリティにより日本ペイントなどの協力を得て実現した。144名の参加があった。

⑥改正廃棄物処理法説明会は、多岐にわたる法制度の改正が行われたことに伴い、環境省から詳細な説明を受けるため、全国産業廃棄物連合会や関東地域協議会などとの共催により、有楽町の読売ホー

ルを会場に、2度に渡って実施、関東の各地域から計1770名の参加があったが、東京の会員が4割を占めた。

⑦産業廃棄物処理実務者研修会、⑧産業廃棄物処理業者講習会、⑨医療廃棄物処理研修会は、いずれも日本産業廃棄物処理振興センター、全国産業廃棄物連合会、東京都、東京都医師会という関連団体との連携・共催による研修会、講習会であり、合計467名の参加者があった。

一方、講習会事業は、例年通り、東京都内で実施される許可申請に関する収集・運搬、処分課程及び特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を、実施機関である(財)日本産業廃棄物処理振興センターに協力して実施した。

このうちの新規許可申請講習会は、計1,070名、更新許可申請講習会は、計1,121名、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会は、計2,818名、医療関係機関等対象の管理責任者講習会は、計193名、PCB廃棄物の収集運搬従事者講習会は、136名の受講者が、それぞれあった。

講習会全体では、21年度34回、5,567人であったのに対し、22年度は34回、5,338人となり、参加者数で約4%の減少となった。全体的に減少したが、特に医療機関等対象の講習会が引き続き、大幅に減少した。

●相談指導事業（第3号事業）

22年度の相談件数は、1,796件で、前年の2,166件に比較し約17%の減となった。相談内容での、件数の減は、主に電話による処理先照会が減ったことによる。

●普及事業（第4号事業）

①広報活動は引き続き業界の社会的地位の確立と堅実な発展を図るため、機関誌の発行などを行った。

②助成事業は、昨年の8月、一部の新聞で再生砕石の中にアスベストを含むスレート等が混入しているとのキャンペーンがはじまり、社会問題化した。

協会は東京都と連携し、適正処理の周知徹底を図るとともに、問題の沈静化と再生砕石に対する風評被害を防止するため、安全宣言に向けたアスベスト粉じんの大気環境測定の一斉実施を、協会の助成事業として行うこととした。助成対象は非会員の7社を含め42社となった。この緊急助成事業については、東京都からも高く評価された。

③協会発行図書等の有償頒布は、「マニフェストシステムがよくわかる本」の売れ行きが21年度の1,388部から10分の1の138部へと大幅に減少したが、これは、21年度にたまたま大口購入があったため、平常の状態に戻ったというところ。また、車両表示板作成あっせん事業の実績は66社、185組で、21年度に比べ受注枚数は、6割弱の増とかなりの回復をみた。

④産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布事業は、廃棄物処理法で義務づけられている、「マニフェスト」について、全国産業廃棄物連合会及び建設八団体副産物対策協議会から受託し販売しているもの。22年度のマニフェスト合計で179万6700セットと、21年度より約34%減少したが、幸い大幅な減少は回避できた。電子マニフェスト用の送り状は3倍強の増加となった。

⑤環境活動事業は、女性部が実施主体となり、次世代を担う子供たちに向けた環境学習活動を、国立市の環境イベントに参加する形で1回実施した。また、青年部では、『アースデイ東京2010』に参加し環境活動を行った。

●機関誌の発行事業（第5号事業）

会員に対する基本的な情報伝達手段である、機関誌「とうきょうさんばい」は、22年度は、第236号から247号まで計12号を発行した。

●環境対策事業（第7号事業）

①産業廃棄物環境対策基金事業は、産業廃棄物によって生じたと認められる環境問題に対応するため、15年度に創設した「産業廃棄物環境対策基金」の積立てを行うものだが、新法人に移行する場合、執行計画が明確に立てにくいことから、特定の積立金として認められないため、積立ては中止した。23年度からは、環境対策事業として必要に応じ対応していく。なお、積立金の3,108万円は、23年度において取り崩し、拘束を受けない自由な資金とする予定。

②災害廃棄物処理活動事業も、新法人への移行に備え、積立金の積立てを中止しました。23年度からは、所要経費を毎年予算計上することとしている。

●顕彰・表彰事業（第6号事業）

平成23年3月の常任理事会において、平成23年度表彰者選考委員会を開催し、会員各社に推薦を求め提出された候補者を対象として、表彰基準に従い、業績、

年齢、勤続年数などを資料として、次の18名の方を表彰することとした。

大石 孝夫 氏 (株)黒姫
塚原 光野 氏 (株)小谷中
望月 正貴 氏 日本ケミテック(株)
星 善久 氏 (株)木下フレンド
水内 郁夫 氏 (株)京葉興業
藤代 浩之 氏 (助)東京都環境整備公社
斉藤 浩司 氏 相田化学工業(株)
諏訪 一夫 氏 (株)ハチオウ
阿曾 正長 氏 (株)三凌商事
榎本 智行 氏 (株)共同土木
久保木恒成 氏 東都運業(株)
藤田統一郎 氏 東京臨海リサイクルパ
ワー(株)
小野さゆり 氏 (株)東亜オイル興業所
大澤 達也 氏 (株)東日本環境アクセス
稲葉 義徳 氏 コスモ理研(株)
大原 英俊 氏 (株)こばやし産業
森田珠真子 氏 高俊興業(株)
大湯 克利 氏 (株)アンテック

〈管理運営と委員会活動〉

会員増強活動は、引き続き、許可申請に関する講習会等において、入会を呼びかけるとともに、新入会員との意見交換会も開催した。しかし、昨今の産業廃棄物処理に係る事業環境の悪化を反映し、21年度末と比較し、正会員は17社入会、24社退会の結果、22年度末の正会員数は577社となった。また、賛助会員は、6社減り、69社となった。

こうした傾向は全国的なものであり、大きな課題として対応を考えている。

総会・理事会・常任理事会は、総会を

2回、理事会を9回、常任理事会を18回開催した。

●委員会活動について

①総務委員会は、事業計画や予算などの協会の基本的事項、横断的事項についての連絡調整等を行うもの。また、22年度においては、賛助会員対応の検討と「法制度検討委員会」立ち上げ準備を進めた。

②建設廃棄物委員会は、委員会を2回開催した。また、11月には排出事業者、処理業者、行政担当者の3者が参加する、川崎のタケエイ・川崎リサイクルセンターとクレハ環境・かながわ事業所の施設見学と、再生砕石へのアスベスト混入問題を受けた「がれき類破碎施設における適正処理について」というテーマの講演会を実施した。

また、再生砕石問題に伴い、リサイクルが滞り深刻化したため、再生砕石の利用促進について関係団体との意見交換や利用諸団体への働きかけを行った。

③広報委員会は、機関誌「とうきょうさんぱい」の編集を中心に毎月1回の委員会を開催し、22年度は主に廃棄物処理法の改正に伴う政省令の内容についての情報発信を行った。

また、安全衛生、地球温暖化対策に関する記事掲載も出来たが、反省点も残った。不十分な体制の中で、各委員は編集・校正、執筆に励んだ。

ホームページへの情報の掲載については、女性部からの協力表明などを受け、推進の取組みを進めたが、実現には至らなかった。

④医療廃棄物委員会は、会員に役立つ活動を目指し、10月には会員を対象とした「多剤耐性菌について」の勉強会、2月には環境局及び東京都医師会との共催で、広く特別管理産廃の処理業者等を対象とした「医療機関から排出される感染性以外の有害廃棄物の取扱いについて」の研修会を都民ホールで実施した。

また、11月には群馬環境リサイクルセンターの施設の見学会を行った。

⑤収集運搬委員会は、災害廃棄物処理支援活動については、連絡網の整備を終え、メール・FAXによる模擬演習を実施した。また、研修会については、連合会・収集運搬部会作成の『社内管理体制構築のすすめ』をテキストに、安全衛生推進委員会と合同で実施した。10月には、仙台環境開発の中間処理施設及び管理型最終処分場の施設見学会を行った。

⑥安全衛生推進委員会は、業界における労働災害が依然として高い水準にある中で、教育・啓発活動として研修会・特別教育を3回実施した。会員に役立つ研修を心がけ、第2回では、東京労働局の協力で「廃棄物処理業における労働災害防止対策」をテーマとして行った。また、労働安全衛生に対する意識昂揚を図るために、表彰制度の導入に向けて取組みを進めた。

⑦多摩支部は、6月に支部会を開催し、あわせて多摩環境事務所の協力で「多摩地区における不適正事案及び今後の指導方針」と題する講演会を実施した。9月には施設見学会を実施し、国立のリストと山梨のエルテックサービスを訪問した。3月の幹事会後の多摩環境事務所と

の「適正処理意見交換会」では、改正廃棄物処理法等について活発な議論がかわされた。

⑧青年部は、CO₂削減に向け引き続き研修を重点実施し、横浜で開催された連合会青年部協議会・全国大会の「CO₂マイナスプロジェクト」において東京の会員が多数表彰された。また、活動としては、『アースデイ東京2010』への参加、若手社員との交流会、東京都の協力を得た「廃棄物処理法の改正内容」の研修会などを実施した。3月には、連合会青年部協議会・関東ブロック賀詞交歓会及び研修会を東京の主催で行った。

⑨女性部は、5月に文京学院大学の中山教授の「台所から地球を考える」と題する講演会を開催し、それを契機に、大学での学生と女性部員との情報交換が実現。若い世代に産業廃棄物業界を身近に感じていただくことが出来た。10月には国立市の環境フェスタで「廃油でキャンドルづくり」を実施、12月には女性部が担い手となって協会研修事業として、ドキュメンタリー映画『バスマー』上映会・講演会を行った。2月には、埼玉県協会女性部会主催の「関東地域交流会」に参加し、交流を深めた。

平成22年度決算報告

22年度からは、収支予算書が簡潔な形になったことに対応して、収支計算書も別表のとおり簡潔な形になった。

左より、科目、予算額、決算額、予算と決算との差異、執行率、備考としている。

(別表)

平成22年度収支計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額 A	決算額 B	差異 A-B	執行率 B/A	備考
事業活動収支の部					
事業活動収入					
1 入会金収入	260,000	340,000	△ 80,000	130.8%	
①正会員入会金収入	200,000	320,000	△ 120,000	160.0%	
②賛助会員入会金収入	60,000	20,000	40,000	33.3%	
2 会費収入	70,385,000	75,452,000	△ 5,067,000	107.2%	
①正会員会費収入	67,055,000	71,772,000	△ 4,717,000	107.0%	
②賛助会員会費収入	3,330,000	3,680,000	△ 350,000	110.5%	
3 事業収入	73,621,000	71,056,665	2,564,335	96.5%	
①研修事業収入	1,130,000	1,433,940	△ 303,940	126.9%	研修会参加料等
②許可申請講習会事業収入	15,000,000	14,566,050	433,950	97.1%	講習会事務手数料
③普及事業収入	700,000	1,005,000	△ 305,000	143.6%	協会図書頒布料等
④マニフェスト普及事業収入	51,491,000	48,251,675	3,239,325	93.7%	マニフェスト頒布売上
⑤機関誌発行事業収入	5,300,000	5,800,000	△ 500,000	109.4%	会報広告料等
4 雑収入	3,740,000	3,755,983	△ 15,983	100.4%	
①受取利息収入	260,000	132,595	127,405	51.0%	預金利息
②雑収入	3,480,000	3,623,388	△ 143,388	104.1%	懇親会会費等
事業活動収入計	148,006,000	150,604,648	△ 2,598,648	101.8%	
事業活動支出					
1 事業費支出	117,823,000	104,512,019	13,310,981	88.7%	
①調査研究事業費支出	6,411,000	5,828,345	582,655	90.9%	
②研修事業費支出	17,278,000	16,136,319	1,141,681	93.4%	
③相談指導事業費支出	5,306,000	4,218,814	1,087,186	79.5%	
④普及事業費支出	65,422,000	55,984,515	9,437,485	85.6%	マニフェスト仕入額等
⑤機関誌発行事業費支出	22,911,000	21,994,443	916,557	96.0%	
⑥顕彰・表彰事業費支出	495,000	349,583	145,417	70.6%	
2 管理費支出	38,761,000	37,368,583	1,392,417	96.4%	
事業活動支出計	156,584,000	141,880,602	14,703,398	90.6%	
事業活動収支差額	△ 8,578,000	8,724,046	△ 17,302,046		
投資活動収支の部					
投資活動収入	0	0	0		
①特定資産取崩収入	0	0	0		
投資活動支出					
①特定資産取得支出	6,551,000	4,671,000	1,880,000	71.3%	
退職給付引当資産取得支出	671,000	671,000	0	100.0%	
環境対策基金引当資産取得支出	2,880,000	0	2,880,000	0.0%	積立中止
災害廃棄物処理引当資産取得支出	2,000,000	0	2,000,000	0.0%	積立中止
30周年記念事業引当資産取得支出	1,000,000	4,000,000	△ 3,000,000	400.0%	
②固定資産取得支出	200,000	0	200,000	0.0%	
固定資産取得支出	200,000	0	200,000	0.0%	
投資活動支出計	6,751,000	4,671,000	2,080,000	69.2%	
投資活動収支差額	△ 6,751,000	△ 4,671,000	△ 2,080,000		
財務活動収支の部					
財務活動収入	0	0	0		
財務活動支出	0	0	0		
予備費支出	2,700,000	0	2,700,000	0.0%	
当期収支差額	△ 18,029,000	4,053,046	△ 22,082,046		
前期繰越収支差額	36,000,000	52,117,183	△ 16,117,183		
次期繰越収支差額	17,971,000	56,170,229	△ 38,199,229		

●事業活動収支の部

1. 事業活動収入 入会金収入 予算額 26万円、決算額 34万円、差異は 8万の超過。執行率 130.8%。なお、前年度決算は 31万円だったので、約10%伸びた。

2. 会費収入 予算額 7,038万 5 千円、決算額 7,545万 2 千円、差異は506万 7 千円の超過。執行率 107.2%。前年度決算額は 7,441万 5 千円だったので、1.4%の増となった。

21年度末正会員数 584社であったものが、22年度末 577社と、7社の減となり、予算は堅実な想定だったが、許可業種の変動による会費単価の上昇があったため、会員が減っているにもかかわらず増収となったもの。

なお、賛助会員については、予算見積もりの過少のため、決算は予算を上回ったが、前年度決算とは同額となっている。

3. 事業収入 予算額 7,362万 1 千円、決算額 7,105万 6 千円余、差異は 256万 4 千円余の不足。執行率 96.5%。前年度決算額は5024万 2 千円余だったので、41.4%の増となった。マニフェストの取扱いが変更になったため大幅に伸びたもの。

各事業別に見ると、
①研修事業収入 予算額 113万円、決算額 143万 3 千円余、30万 3 千円余の超過。

これは、連合会からの助成金収入が30万円増加したことによる。

②許可申請講習会事業収入 予算額 1500万円、決算額 1456万 6 千円余、43万 3 千円余の不足、これは、講習会の参

加者数が、医療機関等対象の講習会を中心に、全体で4%下回ったため。

③普及事業収入 予算額 70万円、決算額 100万 5 千円、30万 5 千円の超過。

これは、図書や車両表示板の販売数が予定を上回ったため。

④マニフェスト普及事業収入 予算額 5149万 1 千円、決算額 4825万 1 千円余、323万 9 千円余の不足。

これは、マニフェストの販売数量は予定を上回る実績があり、また、マニフェストの売上の減少分に対する減収補てん収入 268万円もあり、かなりの予算超過となるはずであったが、販売手数料収入 1797万 3 千円余については、収入に計上しないで、マニフェスト仕入れの仕入れ値引きとすることに会計処理を変更することとしたため、予算額を下回ったもの。

予算編成の段階で、マニフェストの売上と、販売手数料と両方とも収入に計上することには疑問もあったが、仕入れ先である連合会からの要請で、そのようにした。

しかし、決算の段階において、税務申告を考慮し、会計上スッキリした形に変更した。

⑤機関誌発行事業収入 予算額 530万円、決算額 580万円、50万円の超過。

4. 雑収入 予算額 374万円、決算額 375万 5 千円余、差異は 1万 5 千円余の超過。

執行率 100.4% 対前年度では 5.9%の減となった。

以上、事業活動収入の計は、予算額

1億4800万6千円、決算額 1億5060万4千円余、差異は 259万8千円余の超過。執行率は 101.8%と、若干良い結果となった。

なお、前年度の事業活動収入額は1億2895万9千円余だったので、前年比では16.8%の増となった。

●事業活動支出

1. 事業費支出 予算額 1億1782万3千円、決算額 1億451万2千円余、1331万円余の残、執行率は88.7%。なお、前年度の事業費支出は7,940万4千円余だったので、対前年比 2510万7千円余、31.6%の増となったもの。

①調査研究事業費 予算額 641万1千円、決算額 582万8千円余、58万2千円余の残、執行率 90.9%。

②研修事業費 予算額 1727万8千円、決算額 1613万6千円余、114万1千円余の残、執行率 93.4%。

③相談指導事業費 予算額 530万6千円、決算額 421万8千円余、108万7千円余の残。執行率 79.5%。

相談員の実働時間数が予算を下回ったために、執行率が低くなった。

④普及事業費 予算額 6542万2千円、決算額 5598万4千円余、943万7千円余の残。執行率 85.6%。

マニフェスト仕入れ量の予定量超過、計画になかったアスベスト大気測定の緊急助成事業の実施などで、大幅に予算超過となる所であったが、収入のところで説明したように、マニフェストの販売手数料を仕入れ値引きに整理したので、マニフェスト仕入額が大幅に減少し、

結果的に大きな執行残となった。

⑤機関誌発行事業費 予算額 2291万1千円、決算額 2199万4千円余、91万6千円余の残。執行率 96.0%。

⑥顕彰・表彰事業費 予算額 49万5千円、決算額 34万9千円余、14万5千円余の残。執行率 70.6%。

2. 管理費支出 予算額 3,876万1千円、決算額 3,736万8千円余、139万2千円余の残、執行率 96.4%。なお、前年度の管理費支出は 3790万5千円余だったので、前年比 53万7千円余 1.4%の減となったもの。

経費節減を図りながら、「緑の東京募金」に前年同額の30万円を拠出するなど、工夫をした。

以上、事業活動支出の計は、予算額 1億5658万4千円、決算額 1億4188万円余、残額 1470万3千円余、執行率は90.6%。

その結果、22年度の事業活動収支差額は、予算額 マイナス 857万8千円に対し、決算額 プラス 872万4千円余となり、予算に対し、1730万2千円余の改善が図られることとなった。

なお、21年度決算では事業活動収支差額は 1164万9千円余だったので、292万5千円余の減とはなったが、引き続き良い決算となった。

●投資活動収支の部

投資活動収入は、積立金の取り崩しであり、予算計上しておらず、決算もゼロ。
投資活動支出

①特定資産取得支出 これは、積立金の積み立てだが、予算額 655万1千円に対し、決算額 467万1千円、差異は188万円の残となった。

退職給付積立金は予定通り 67万1千円の積立て、

しかし、環境対策基金積立て 予算額 288万円、災害廃棄物処理積立金 予算額 200万円 のいずれも、新法人移行に備え、積立て中止、執行はゼロ。

一方、30周年記念事業積立金 予算額 100万円、決算額 400万円、300万円の超過。これは、2つの積立金の積立て中止を踏まえ、積立て目標額が400万円とされていた30周年記念事業の方を、全額一括積立てしたことによる。

②固定資産取得支出 予算額 20万円 執行はゼロ。

この結果、22年度の投資活動収支差額は、予算額 マイナス 675万1千円に対し、決算額 マイナス 467万1千円となった。なお、前年度はマイナス436万7千円余だったので、大きな変化はない。

財務活動収支は該当するものはない。

以上、事業活動収支と投資活動収支を合計した当期収支差額は、予算額 マイナス 1,802万9千円に対し、決算額 プラス 405万3千円余、2,208万2千円余の改善となった。

前期繰越収支差額 予算額 3600万円に対し、決算額 5211万7千円余。

この結果、22年度の次期繰越収支差額は、予算額 1797万1千円に対し、決算額は5,617万円余となり、3,819万9千円余の超過となった。

内部留保額を圧縮するという当局のご指導には反した結果となったが、協会財政が、経済の低迷に起因する会員の減少、業務量の減及び電子マニフェストの普及に伴う紙マニフェストの販売収益の減少、という厳しい状況下にあることを踏まえると、中長期にわたる財政対応に必要な蓄えということで、大切にしていきたいと考えている。

[懇親会]



司会の五十嵐常任理事

総会の議事がすべて完了したのち、午後6時からエメラルドルームにて、第55回定時総会後の懇親会が五十嵐常任理事の司会により「皆様とともに」なごやかに

会を進めていきたいのでご協力をお願いしたい」との挨拶があり、総員の拍手の基に開始された。

「まず去る3月11日の東日本大震災でお亡くなりになりました多くの方々へ哀悼の意を表し黙とうを行いたいと存じます」との司会者の発言により黙とうが捧げられた。



懇親会風景



挨拶する高橋会長

続いて高橋会長よりご挨拶が、まず冒頭に総会が会員各氏のご協力が無事終了したことを感謝し、また懇親会には協会顧問

の都議会議員の先生方や東京都幹部職員等の関係諸団体からのご出席へのお礼を申し述べるとともに、次の要旨でおこなわれた。

会長挨拶

「低迷する日本経済も一部で明るい兆しが見え、産廃業界においても下げ止まり傾向が感じられる中、22年度の活動を進めてきましたが、3月の東日本大震災の発生により状況が一変しました。

改めて、犠牲となられた多くの方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被害を受けた会員の皆様にはお見舞いを申し上げます。この未曾有の大災害からの

復旧・復興に対し、当協会としても支援・協力を惜しまない所存です。

なお、災害義援金の募集をしたところ、皆様方から234万円の暖かいお気持ちをいただきました。これに協会の50万円を加えた284万円を、東京都義援金の方に拠出したことをご報告するとともに、お寄せいただいた皆様方に厚く御礼申し上げます。

現在、災害支援と復旧・復興に向けて国を挙げての取組みがなされていますが、東北三県で2500万トンという膨大な災害廃棄物の処理が、なかなか進まない状況にあります。

東京都環境局では、大震災の発生後もなく、災害廃棄物処理の支援について検討を始められ、木くず等を中心とした災害廃棄物を、主として船舶により東京港に運び、官民協力して焼却やリサイクルを行う構想を、4月半ばには環境省に提出されております。

この構想には、協会も当初から参画し、会員企業の協力を得て構想の実現に向け努力しているところです。

聞くところによると、財源の制約もあり十分な処理費は望めないようですが、皆様方のご協力を宜しくお願いします。

また、処分先の被災など大震災の影響により廃棄物の流れに変化が生じ、廃プラスチック処理に支障が出るなどの問題も起きていますが、会員相互の連携協力によってしのいでいただきたいと思います。また、行政のご支援をいただければ幸いに存じます。

一方、電力問題については、これまで計画停電に悩まされてきたところですが、改めて今夏の電力削減方針も示されました。会員企業の皆様には使用電力の抑制に向けて適切な対応をお願いします。また、解決困難な問題には、協会としても解決にむけ努力します。

さて、本年4月からは、多岐にわたる改正法制度が施行されています。これまで協会としても情報提供に努めてきましたが、実際に施行されて見えてくる問題もあるかと思えます。それらを含め、これからの廃棄物処理制度のあり方について、新たに設けました法制度検討委員会を中心に、問題の整理と方向性について議論していきます。

また、昨年社会問題化した再生砕石への石綿含有廃棄物混入問題については、風評被害を回避するため、協会では、安全宣言に向けた大気環境の自主測定を推進しました。東京都ではこれを受け3月下旬に安全宣言を出しましたが、今後とも事態の好転に向け努力していきます。

静脈ビジネスの発展と処理業者の優良化の促進も大きな課題です。東京都では、改善を図りつつ第三者評価制度を堅持されると伺います。引き続き、優良業者の育成・支援を宜しく申し上げます。私どもも、「緑の東京募金」を継続実施するなど、優良業者として環境行政に積極的に協力していきます。

経営環境が大変厳しいなか、会員数の減少傾向が続いています。協会では、会員サービスの向上に努めるとともに、中間処理施設の皆様に会員確保に向けた格別のご協力をお願いしております。

会員の声を集約し、関係方面への要望活動などを強化するため、組織作りも進めてまいりますので、皆様方の一層のご協力をお願いします。

今日は、席上、優良従事者表彰が行われます。皆様方にも是非、共に祝っていただきたいと思えます。

また、本日は、時間の許す限り、親睦を深めていただき、今後の連携・協力の糧（かて）としていただければ、まことに幸いです。

最後に、本日ご参会の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、会長挨拶とさせていただきます。」

ここで司会者によって本日ご来場のご来賓の方々を紹介を行い、続いてご来賓の中からご祝辞を賜ることになり、まず最初に東京都議会議員の方々、東京都議会議員藤井 一氏、同じく谷村 孝彦氏、同じく神林 茂氏、同じく宇田川 聡史氏、同じく吉野 利明氏そして当会の顧問ではないが、江東区選出の都議会議員

で自由民主党の山崎一輝氏が今総会に是非とも出席したいとご来場頂いたので、ご一緒にご登壇頂き、代表として吉野氏が大要次の通りの内容でご祝辞を述べられた。



都議会の先生方と挨拶する吉野利明都議会議員

吉野都議挨拶

「本日第55回総会が無事終了された由、心からお祝い申し上げます。そしてその懇親会に私ども顧問をさせて頂いている議員、そしてご推薦いただき当選した山崎孝明江東区長のご子息の山崎一輝議員がこのお礼にどうしても出席したいと言うので参加させて頂いているところです。

石原都知事の4選も無事果たさせていただき、また私ども同志である江東区長である山崎氏が無事当選を頂きましたことをこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

ちょうど石原都知事が出馬表明を致しましたのが3月11日の本会議最終日でございます。それが終わって私ども控室に戻って間もなくあの震災でございました。初め私どもは出馬しないとしていた石原都知事が突然出馬表明したので、このための激震かと思っておりましたが、テレビをつけましたら酷い惨状を目の当たりにして、その後の選挙もやりにくい

状況でした。

私共は、最初の一カ月は自粛、自粛で、東北の方々の事を考えたら総会で懇親会などやっている状況ではない、このような思いがありました。

しかし、一カ月過ぎたころから私どもも、このまま自粛、自粛では東京が持たなくなる、といった思いを強く持ちながら、どんな場面でも普通の生活に皆さん戻しましょう、総会後の懇親会もやりましょう、と思っていたところ、東京の経済にも現実の影を落としてきたところで、東京産業廃棄物協会のような多くの団体から被災地に対する支援、あるいは皆様方の被害、そしてこれから東京都がこの6月に補正予算を組んでいくのに当たってどのような政策が必要なのかを聞いてきたところです。

私共も知事に緊急の提言をさせて頂いて日本の首都である東京が一人一人の人も、経済全体も元気でなければ、この日本を引っ張っていきませんし、ましてや東北の方々が期待している東京が色々な支援の手を差し伸べる税収すらなくなってしまいますから、ぜひ、皆さんも東京から元気になるのだと、そのような思いでこの懇親会も盛り上がり頂ければ、と思っているところです。

先ほど高橋会長から被災地の廃棄物が2,500万トンと凄い量になるとおっしゃっていましたが、東京でも支援して頂かなければとんでもない時間がかかってしまうことになります。復旧にも至らずましてや復興にはなっていない状況です。

新しい年度の中で色々な課題もあります。節電もありますし、東北への支援も

ございます。それより何より、それぞれの企業が順調に仕事を伸ばしていく課題もあるでしょうが、是非、協会として団結されて新しい年度も素晴らしい飛躍をして頂くよう、私ども都議会議員で顧問



大野東京都環境局長

させて頂いている一同より、今後のご活躍を心から祈念させて頂いて本日のお祝いの言葉とさせていただきます。」

「続いてもうおひと方にご祝辞を頂きます。」との司会者からのご指名で、我々が最も身近でご指導頂いている東京都の大野環境局長が登壇して大要次の通りの内容でご祝辞を述べられた。

大野局長挨拶

「本日は総会後の懇親会にお招き頂きありがとうございます。また第55回定時総会が滞りなく終わりましたこと、心より御喜び申し上げます。また、この会場には日ごろ大変お世話になっている東京都議会の先生方、また環境行政でお世話になっている方々が多数お見えになっておられます。日ごろからご指導ご鞭撻を頂いていること、またご協力頂いていることに改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、東京都は震災後の新しい状況の中で二つの大きな仕事をしております。

一つは被災地の支援をすること。もう一つは今回の震災とそれに伴う電力危機で、これらが東京にもたらす影響です。特に環境局としては被災地のがれきの処分があります。現地だけでは処理ができませんので、国の方からも全国の都道府県の方を合わせて何とか協力して欲しい、との話がありまして、当協会とも相談して色々なスキームを考えております。まだ具体化には至っておりませんが、今後、被災地の県から要請がございましたら直ちに活動を始めたいと思っておりますので、その節には皆様のご協力を得たいと思っております。

もう一つは、夏の電力不足の問題です。東北、および東京湾沿岸の電力供給量は、震災前に比べて約6割程度に減っており、計画停電となった状況です。その後、火力発電も含めてだいぶ回復しては来ましたが、最大供給電力は6千万キロワットと言われておりますが、そこまできなくても5千500万キロワットまでも、まだ達していない状況です。首都圏では今まで2度電力危機に見舞われたことがあります。過去2回の危機と較べても今回の不足は大変大幅です。

国の方では5月13日に対応の方針を出しまして、東京都の方でも作っており、間もなく発表出来ると思っておりますので、それを含めて皆さんと力を合わせてこの電力危機を乗り越えていきたいと思っております。

一方、環境行政の展開ですが、今、廃棄物処理計画を作っており、間もなく今年度を初年度とする処理計画が出来るはずで、この中では適正処理の推進に合

わせて新しい3Rの推進なども盛り込んでおります。是非、協会の皆様と力を合わせて東京を世界でも珍しい良い都市としていきたいと思ひます。

いずれにしても、被災地の支援、電力危機の対応、新しい環境行政の展開等で、皆様とともに勉強して前に進みたいと思ひます。益々の当協会のご発展を祈念して私のご挨拶といたします。」



高橋会長を囲んで受賞者の方々



乾杯の音頭をとる樋口氏

優良従事者表彰

「では、これから栄えある優良従事者表彰に移ります。」との司会者の発声で表彰者18名（1名欠席）が壇上に勢ぞろい。この中から高俊興業(株)の森田 珠真子氏に受賞者代表として高橋会長から賞状と記念品が授与された。

これで一連の祝辞も終わり、乾杯に移った。乾杯の音頭は来賓を代表して(財)産

業廃棄物処理事業振興財団 理事長 樋口 成彬氏にお願いしたが、樋口氏は乾杯に先立ち総会の無事終了を祝し、懇親会に招かれた御礼を述べるとともに、東日本大震災に触れ《震災から今日で76日が経ちます。我が国は大変な被害を受け、また原子力では連日緊張した日が続いております。罹災した方々の一日も早い生活環境の整備に皆様努力しているわけですが、今回の廃棄物の処理は、これまでに経験した事の無い莫大な量で、がれき、ヘドロ、それに加えて海水の問題、あるいは放射能が付着している問題、といった難しい問題を抱えています。環境省を始め各省が市町村に協力して廃棄物業界、そろって協力していきたいと考えているところです。ただ今聞くところによりますと、41都道府県、それに522の市町村、一部事務組合が受け入れを申し出ており、受け入れ量では年間、焼却で290万トン、破碎で70万トン、埋め立てで108万トンと聞いております。

しかし、これだけでは濟まないわけで、いずれにしても産業廃棄物を扱っている専門の方たちに是非ともご協力頂きたいということで、当財団でも積極的に協力して頂ける産廃業者の方々を登録して市町村から検索して頂くメニューも“さんばい君”というコンピュータシステムに組み込んでもらいました。どうぞ利用して頂きたいと思ひます。いずれにせよ一日も早い復旧・復興に向けて皆さんとともに歩んでいきたいと思ひます」として、東京産業廃棄物協会の益々の発展と本日もご列席の皆様のご健勝を祈念して、乾杯の杯を捧げた。

乾杯ののち祝宴に入ったが、出席者の皆様には東日本大災害へのそれぞれの思いが交錯して話題がそちらに傾いており、釜石で被災されたムゲンシステム(株)の伊藤社長も出席されていたが、工場は鉄骨を残すのみで機器は全て流されたものの、工場内の整理も進んでおり、近く再開したいと話されていた。復興への仕事も多く「以前より忙しくなった」と元気にされていたのが救いであった。

また、今回は例年になく優良従事者表彰が18名と多く、華やかな雰囲気醸し



中締め時の赤石副会長

出されていたようで、暗い話題を吹き飛ばすような勢いが感じられ、むしろ話題の多い交流の場が演出されていたように感じられた。

時の過ぎるのは早いもので、いつしか中締めの時間となり、新進気鋭の赤石副会長が昨年につき関東一本締めと一般的な三三七拍子の中間に行く「三本締め」で音頭を取り閉会した。

当日ご出席となったご来賓の方々には次の各氏であった。(順不同・敬称略)

- ◎協会顧問 東京都議会議員 藤 井 一
- ◎協会顧問 東京都議会議員 谷 村 孝 彦
- ◎協会顧問 東京都議会議員 神 林 茂
- ◎協会顧問 東京都議会議員 宇田川 聡 史
- ◎協会顧問 東京都議会議員 吉 野 利 明
- ◎東京都 環境局 局長 大 野 輝 之
- ◎東京都 環境局 調整担当部長 谷 川 哲 男
- ◎東京都 環境局 産業廃棄物対策課長 志 村 公 久
- ◎東京商工会議所 理事・産業政策第二部長 関 口 史 彦
- ◎財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長 樋 口 成 彬
- ◎財団法人 日本環境衛生センター 理事長 奥 村 明 雄
- ◎財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 常務理事・事務局長 佐 野 等
- ◎東京廃棄物事業協同組合 理事長 渡 邊 省 吾
- ◎建設廃棄物協同組合 専務理事 松 原 泰 男
- ◎株式会社 循環資源研究所 代表取締役所長 村 田 徳 治
- ◎協会顧問 芝田稔秋法律事務所 所長(弁護士) 芝 田 稔 秋
- ◎協会顧問 梅澤公認会計士事務所 所長(公認会計士) 梅 澤 隆
- ◎協会名誉会長 児 玉 安 彦
- ◎協会名誉会長 原 山 進
- ◎協会名誉会長 吉 本 昌 且
- ◎協会相談役 近 江 昭
- ◎協会相談役 小 池 久 米 雄



当協会ブースは東京都環境整備公社と初参加の加藤商事(株) 会員単独では正会員 4 社と賛助会員 3 社の計 7 社

「2011NEW環境展」と「2011地球温暖化防止展」が平成23年5月24日(火)から5月27日(金)までの4日間、東京・江東区の東京ビックサイトに於いて開かれた。昨年と同様にこの2つの展示会は(株)日報アイ・ビーの主催によるもので、東1～6ホールと屋外を使用して開かれ、環境分野を専門とした展示会としてはアジア最大級の出展規模を誇る。両展示会場を合わせ547社、1,842小間となっていた。今年は東日本大震災後の開催で影響が心配されたが、小間数は昨年より100小間程度減少したものの、逆に出席社数は56社の増加となっていた。

今年のテーマは「環境ビジネスの展開」とされた。東日本大震災による、がれきなど大量の災害廃棄物処理は、復旧・復興のための重要課題の一つで、廃棄物を単に燃やしたり埋立するのではなく、性状にあったリサイクルが環境保全上も重要である。そのための解体や分別、粉碎、選別などの技術やシステムが注目され、またこの夏の電力不足に対応する緑化や省エネシステムが望まれている中での各種の出展も多く、更に被災地に温水やシャワーを供給したRPF専焼ボイラーも出展されていた。なお、4日間の入場者総数は、16万余人であった。



会場風景



今回の(社)東京産業廃棄物協会のブースは東1ホールのNEW環境展のエコサポートパビリオンのコーナーにあり、おなじみの(財)東京都環境整備公社に加え加藤商事(株)が初参加した。このほか、(株)エスエムエムが、協会ブースと同じエリアにある。

東3ホールの「地球温暖化防止展」にはおなじみの日立建機(株)に加え東鉄工業(株)と新規出展の(株)ケイミックスが、また、「2011環境展」の廃棄物処理・再資源化パビリオン・コーナーの東4ホールには富士車輛(株)が、隣の東5ホールには東京ボード工業(株)とそのグループが出展している。

屋外展示場にはおなじみの(株)朝田商會が出展していた。

協会関係会社の出展内容は次のとおり。

〈NEW環境展〉

〔(社)東京産業廃棄物協会ブース〕

☆(財)東京都環境整備公社



公社では“クール・ネット東京”を合言葉に東京都をCO₂の少ない都市とするために東京の中小規模事業所と家庭の温暖化防止対策を支援している。特に今回

は家庭の省エネに力を入れて診断料無料で申し込みを受け付けて、ご家庭に合った省エネの方法を診断員がアドバイスする制度を実施していることをPRしている。これは診断員が家庭の電気やガスの使用状況を確認して、すぐできる省エネのコツをアドバイスするもの。この制度の申し込みは生活協同組合パルシステム東京ほか各ガス会社、電力会社等で受け付けている。このほかにも地球温暖化防止など省エネに関する各種事業を展開している。

☆加藤商事(株)



加藤商事(株)の加藤社長は全国産業廃棄物連合会の青年部協議会会長として、特に地球温暖化防止対策には力を注いできたが、今回は“環境コンサルティング事業”を引っさげて登場してきた。

これは「省エネによりコスト削減や企業PRをしたい」とか「節電するための商材開発だけでは満足できない」という環境経営の実現を目指す顧客のニーズにこたえるため、環境商材導入から省エネ対策を継続的に行うための支援までを総合的に行う環境コンサルティングを展開する。

既存の蛍光灯と遜色なく使えるLED蛍光灯と、あらゆる場所で電力供給できるリユースバッテリーを連動させた節電・計画停電対策の提案を中心とした環境商材を出品、コンサルティングサービスを紹介する。出展はLED蛍光灯、リユースバッテリー（蓄電池）、太陽光発電システム、エネルギー計測システム、ISO14001コンサルティング、カーボンオフセット等。加藤社長は開会からの陣頭指揮でこの新規事業に力を入れていた。

〔単独出展〕

☆(株)エスエムエス



総合型産業廃棄物業務パッケージソフトウェア「SMS産廃ソフト」を展示している。このソフトは、産廃業者が必要とする業務をソフトウェアパッケージとして、目的に応じてイチロー、キング、シローの3種が販売されている。

イチローは産廃マニフェスト管理システムで、マニフェスト伝票と同じ画面でマニフェスト処理を行える。そして産廃処理業者帳簿印刷を行い、年次報告の帳簿印刷を行う。

キングは販売仕入れ管理システムで、

複数の会社にて運用管理対応で、総合データベースとして計量データ、マスターデータ、売上・仕入データ、マニフェストデータが入力でき、売上入力画面で仕入れの入力とマニフェスト作成も対応できる。また、契約データを登録することで単価処理と月締め売上自動計上が可能。シローは廃棄物の受入及び計量器連動操作支援システム。今年からは、いずれも管理機能が強化されたという。

☆富士車輛(株)



同社は、国内で初めて1軸式破碎機を販売した。現在も200基もの実績を誇る「フジマルチカッター」の実機を展示している。シンプルな構造で、故障も少なく、幅広い対象物を処理できる。

また、昨年から引き続き粉碎と乾燥を同時に行う粉碎乾燥機も展示している。高効率の乾燥とマイクロメートル単位の微粉碎という業界初の新技術といわれ、高含水の廃棄物を粉碎乾燥することで新たな付加価値が生まれる。この全く新しいリサイクルシステムを提案していた。

このほか、塵芥収集車ラインアップの一つとして軽自動車モデル“ロータリーミニ”を発表。この世界初の軽のゴミ収

集車は、狭い道も楽々と通り抜けられるもので、その特徴は①燃費が良い、②排出ガスが出ない、③家庭用100Vで充電可能、④音が静かで走行・収集作業も電気駆動、⑤最小回転半径3.8m、⑥オールステンレス製、⑦バックモニター標準装備、⑧75リットルの収納スペース。

☆東京ボード工業グループ



東京ボード工業グループは「リサイクルリングで地球環境の未来を創る」の理念に基づき、同グループが推進している廃木材のカスケード型リサイクルの重要性を訴えている。

バイオマス発電などサーマル利用されている廃木材の中には、パーティクルボードにマテリアルリサイクルできるものも混合している。

このため、全ての廃木材・間伐材の活用について、全国的に広がりを見せている「エネルギー利用」の考え方もあり、再利用できない廃棄物をエネルギーに還元することも非常に有効な活用方法であるものの、木質資源の場合はマテリアルリサイクルにより建材などに生まれ変わる可能性が高く、燃料として活用する前に原料としての価値があるとされている。

木を燃やせば必ずCO₂が発生し、新たに植林し成長するには20年はかかり、森林はCO₂を吸収しO₂を生み出す生命体であり、今我々がおこなわなければならないことは20年後のカーボンニュートラルではなく、現在ではCO₂削減であるとし、廃木材を100%使用したパーティクルボードの生産こそが我々の使命と謳っている。

〈地球温暖化防止パビリオン〉

☆(株)ケイミックス



初の出品となるケイミックスは、いま省エネでモテハヤされている直管蛍光灯型LEDランプを引っさげての登場である。

ケイミックスは、自社で企画・設計した直管型LEDoy「ワンダーエコライト」を出展。製造は日本ライトン（東京都千代田区）が手掛けるという。

同製品の特徴は、①安全面で電気製品の安全・安心マークの第三者品質認定S-JETの認証を、国内で初めて取得している、②JIS規格のG13口金は支持のみに

使用し電源供給は本体配線によるもののため、万が一誤挿入をしてしまった場合にも安心（特許出願中）、③防水・防塵仕様、④既存の蛍光灯器具に取り付け可能、⑤高効率設計を実現、高輝度シングルチップLED336個を搭載、⑥面発光に近い均一光を実現、⑦安定器を介さないことで消費電力が削減でき、安全性も向上、など。

☆日立建機(株)



日立建機グループは、省エネ効果の優れた製品やカーボンオフセット活動などを通じて地球温暖化防止への取組みを映像やパネルなどで紹介していた。

今年1月にリリースした「新世代ハイブリッドショベル」を実機展示するほか、従来からから推進している「電動式油圧ショベルの事例紹介や「商品型カーボンオフセット」などをパネル展示していた。

また、解体工事や災害現場で活躍が期待される双腕仕様機「ASTACO-ZA/IS450TF」を実機展示。このような大型双腕仕様機の登場で、よりパワフルな作業を可能にする。仕様は20トン級油圧ショベルアタッチメントが装着可能で、フロント及びサイドフレームの着脱に油圧ピ

ン結合方式を採用、両腕の同時駆動を実現した油圧システムが特徴で、さらにフロントの⇄スイング機構によって、より大きな作業範囲を実現、東日本大災害地での活躍が期待されている。

☆東鉄工業(株)



東鉄工業は、苔緑化、壁面緑化、空調機追設コンデンサー、再生水製造システムの4事業について出品した。

苔緑化は、乾燥や日射に強いスナゴケを用いることで、土壌や散水を必要としない、超軽量でフリーメンテナンスを実現した。

壁面緑化「EGD工法は壁の断熱性能向上に加え、景観の緑化改善も可能とする技術。

追設コンデンサー「アドコン」は、既設の屋外機に追設するだけで冷房能力が大きく向上する。圧縮機負荷を軽減して省エネ化を実現する装置。

再生水製造システムは、従来下水放流されていた工場などの工程水を、膜処理により純水にして再利用を可能とするシステム。下水料のみでなく上水料の節約も期待されるという代物。

〈屋外展示場〉

☆(株)朝田商会



同社のエースと言える木くずチップ/RDF炊温水ボイラーは、今、東日本大震災被災地の岩手県石巻市の避難所に据え付けられ、避難民の方々の風呂として活躍している。

人間が生活する以上ゴミは排出され、そのゴミはRDFとして燃焼され、その熱はクリーンエネルギーとして温水を取り出し、暮らしの中に還元される。小型焼却炉で培われたノウハウがダスト濃度、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素濃度などの計測データの環境基準をクリアして周囲の環境を破壊することはない。

このACEボイラーは、設置は簡単で給湯力が抜群、昼夜24時間の連続給湯が可能、燃え残りのない完全燃焼、従来の常識を超えた優れた耐久性、などの特徴保持、RDFは今後もゴミ対策として増加してくることが予想される。

各種団体特別ヒアリングにおいて当協会が「災害廃棄物処理について」都議会自民・公明党に要望

(社)東京産業廃棄物協会では、平成23年5月16日(月)と25日(水)の両日にかけて、東京都議会の自由民主党及び公明党の2党に対して、今般実施された「東日本大震災に伴う災害廃棄物処理について」の特別ヒアリングにおいて、それぞれ30分程度の説明と要望を行った。

要望参加者は、自民党には高橋会長、乙顔副会長、古川専務理事、加藤常任理事、木村事務局長の5名が、公明党には、高橋会長、乙顔副会長、古川専務理事、五十嵐常任理事の4名で行った。

ヒアリングでは、党から事前に配布された調査票に回答する形で進められ、特に今回の東日本大震災の発生に伴い、当協会が被災地に対して実施しようとしている復旧・復興支援策の具体的な説明と2点の要望を行った。

要望事項の全文は次のとおりである。

また、電力不足に関することとして、有機性汚泥処理施設や焼却処理施設等については通電が不可欠なことから、計画停電対象からの除外や自家発電により生じた余剰電力の積極的な買い上げについても要望を行った。

平成23年5月16日

都議会自由民主党

幹事長 三宅しげき様
政調会長 野島善司様

(社)東京産業廃棄物協会
会長 高橋俊美

災害廃棄物の処理について (要望)

今般の東日本大震災の発生に伴い、都議会自由民主党におかれては、災害復旧・復興に関する特別ヒアリングを実施されますことに、深く敬意を表します。

現在、支援活動とともに国をあげて災害復旧・復興に向けた取組みが展開されていますが、東北三県で2500万トンという膨大な災害廃棄物への対応がさまざまな障害のため、速やかには進まない状況にあります。

私ども東京産業廃棄物協会としては、災害廃棄物の処理について積極的な支援を行い、いささかでも貢献したいものと考えているところです。

そこで、以下の2点について、きわめて大ぐりではありますが、要望をいたします。

1. 東京都の主導する災害廃棄物処理支援策の実現

環境局では、東日本大震災の発生後、すみやかに災害廃棄物処理支援について検討を始め、災害廃棄物(木くず等)を主として船舶により東京港に運び、官民協力して焼却やリサイクルを行う構想を4月14日に環境省に提出しています。この構想には、東京産業廃棄物協会も当初から参画し、会員企業の参加を促してまいりました。

災害廃棄物については、被災地の行政の意向を待たなければなりません、この構想の実現

に向け都議会の皆様の積極的なご支援をお願いいたします。

2. 災害廃棄物に対する法制度の柔軟な適用

災害廃棄物の処理については十分な制度が整っておらず、今回も特例措置によるところが大きいです。東京都は柔軟な考えを有していると思いますが、全国的に災害廃棄物(一般廃棄物扱い)を産業廃棄物処理業者も臨機応変に取り扱うことができるようにしていただく必要があります。一般廃棄物と産業廃棄物の区分の取り外し、手続きの簡素化、処理・処分の基準の弾力運用など、制度の柔軟な適用や法制度の確立に向け、ご支援をお願いいたします。

以上

平成23年5月25日

都議会公明党

幹事長 中嶋義雄様
政調会長 東村邦浩様

(社)東京産業廃棄物協会
会長 高橋俊美

災害廃棄物の処理について (要望)

今般の東日本大震災の発生に伴い、都議会公明党におかれては、支援・要望に関するヒアリングを実施されますことに、深く敬意を表します。

現在、支援活動とともに国をあげて災害復旧・復興に向けた取組みが展開されていますが、東北三県で2500万トンという膨大な災害廃棄物への対応がさまざまな障害のため、速やかには進まない状況にあります。

私ども東京産業廃棄物協会としては、災害廃棄物の処理について積極的な支援を行い、いささかでも貢献したいものと考えているところです。

そこで、以下の2点について、要望をいたします。

1. 東京都の主導する災害廃棄物処理支援策の実現

環境局では、東日本大震災の発生後、すみやかに災害廃棄物処理支援について検討を始め、災害廃棄物(木くず等)を主として船舶により東京港に運び、官民協力して焼却やリサイクルを行う構想を4月14日に環境省に提出しています。この構想には、東京産業廃棄物協会も当初から参画し、会員企業の参加を促してまいりました。

こうした提案も踏まえ、5月16日には環境省の災害廃棄物処理指針(マスタープラン)が出されたところですが、災害廃棄物については、被災地の行政の意向を待たなければなりません。この構想の実現に向け都議会の皆様の積極的なご支援をお願いいたします。

2. 災害廃棄物に対する法制度の柔軟な適用

災害廃棄物の処理については制度が整っておらず、今回も特例措置の積み重ねによって柔軟な対応が一部導入されつつありますが、全国的に災害廃棄物(一般廃棄物扱い)を産業廃棄物処理業者も臨機応変に取り扱うことができるようにしていただく必要があります。一般廃棄物と産業廃棄物の区分の取り外し、手続きの簡素化、処理・処分の基準の弾力運用など、制度の柔軟な適用や明確で分かりやすい法制度の確立に向け、ご支援をお願いいたします。

以上

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

平成23年5月16日
環 境 省

1. はじめに

- ・東日本大震災に係る災害廃棄物について、国ではこれまで、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の他、各種通知等を発出するとともに、岩手県、宮城県、福島県に対し、県、市町村、国、関係業界等が参加する災害廃棄物の処理に関する協議会の設置を促してきたところ。
- ・こうした中で、災害廃棄物の仮置場への搬入が進みつつあり、これからは、収集された廃棄物の焼却、再生利用、最終処分等の本格化に向けた取組が求められている。そこで本指針は、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当て、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたものである。
- ・今後、本処理指針を基本としつつ、地域の実情を踏まえて被災各県が具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図っていくことが期待される。

2. 処理推進体制

- ・国、県、市町村は原則として下記の役割を担い、連携しながら災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を図る。
 - 国：市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県（以下「県・市町村」という。）による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるよう、処理指針（マスタープラン）の作成の他、財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施。
 - 県：仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の処理に関する協議会等を通じ、市町村等との総合調整を行い、具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。実行計画の作成に当たっては、処理方法等に関して広くアイデア・プロポーザルを募る。地方自

治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合は、市町村に代わり県が処理を実施。

市町村：県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施。

3. 処理に関する財政措置

(1) 財政措置

東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、国は、県・市町村が実施する災害廃棄物の処理について、特例として災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げを実施。また地方負担分については、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還金の100%を交付税措置。

(2) 効率的執行の確保

県・市町村は、災害廃棄物の処理のための予算執行に当たって、下記の点を踏まえその効率性を確保する。

- ・処理の実行計画の策定や進捗管理等に、廃棄物の処理方法や処理技術等に関する専門家が関与することにより、効率的な処理の実施を確保。
- ・可能な限り地元雇用を考慮した処理とすることを基本としつつ、スピード及び効率性の観点を踏まえて発注。（競争性を確保した契約方式の採用）
- ・市販の物価に関する資料等を踏まえ、震災前の相場等を参考にした適正な予定価格の設定。
- ・効率性の確保のためにも、近隣自治体と共同処理体制を構築することにより、広域処理を推進。

また、国は県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る受入れと被災自治体の需要をマッチングさせることにより、広域処理の推進を支援する。

4. 処理方法

(1) 処理の考え方

- ・発生現場において危険物、資源物を分けて集めるなど可能な限り粗分別を行った後に仮置場等へ搬入し、混合状態の廃棄物の量を少なくする。また、仮置場等において混合状態の廃棄物を、重機や破碎・選別設備等で可燃物、不燃物、資源物、危険物等に分別し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うことにより、総処理コストの低減、最終処分量の削減等に資することが重要。
- ・別添1に示すような処理を基本とし、再生利用が可能なものは、極力再生利

用する。

- ・再生利用を促進するため、再生利用が可能な廃棄物の種類や発生量等を把握することが必要。
- ・コンクリートくずについては、復興の資材等として被災地で活用。木くずについては、広域での活用も検討。これらの廃棄物については、再生利用の需要量（受け入れ可能量）等を踏まえた、時間をかけた処理の検討も必要。
- ・リサイクルルートが確立している自動車やテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等については、分別ができ、技術的に可能な限りリサイクルを実施。
- ・仮置場や運搬車両の選定、収集運搬に関する計画の策定等において、交通渋滞が発生しないよう配慮。

(2) 広域処理の必要性

- ・東日本大震災は膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要。
- ・広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から、促進を図ることが必要。
- ・国は、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等を実施。県・市町村は、これを踏まえ広域処理を推進。
- ・焼却炉等の整備に当たっては、近隣自治体との共同処理体制の構築を検討。

(3) 種類別処理方法

①可燃物

- ・仮置場での火災防止や衛生管理を徹底する。
- ・破碎後、できるだけセメント焼成や廃棄物発電等の有効利用を行う。

②木くず

- ・木くずについては、木質ボードやボイラー燃料、発電等への利用が期待される。
- ・一方、受入側との間で、受入が可能である木くずの形状や塩分など不純物等に関する条件について事前に調整を行うことが必要。（利用用途を決めないまま木くずを全てチップにすると、引取り業者の確保が困難となる）
- ・降雨により塩分を除去しつつ、需要に応じて利用していくことも一案。その際、腐敗や火災防止の観点から、木くずを木材チップに加工しない状態としておくことが必要。
- ・県外の受け入れ先に船舶や鉄道等で運び、受け入れ先において保管しつつ、塩分除去、不純物除去を行うことも一案。
- ・目視等によりCCA（クロム・銅・砒素系）処理木材と判断されるものは、廃棄物処理施設にて焼却処理を行う。

③不燃物

- ・可燃物や金属くずと一体となったものは、トロンメル（円筒形の回転式ふるい）や振動ふるい、浮沈分離、磁選等により、可燃物や金属くずを取り除いた上で、埋立を行う。

④金属くず

- ・再生利用を基本とし、再生利用を容易にするため、受け入れ先で想定する利用用途に応じ可能な範囲で、鉄と鉄以外のもの（銅など）を区別する。

⑤コンクリートくず

- ・コンクリートくずについては、最終処分量の削減のためにも、復興資材等として被災地で活用することが有効。
- ・再生利用の用途を考慮し、アスファルト、コンクリート、石材等に分別することが適当。
- ・受入側との間で、受入が可能であるコンクリートくずの形状や付着物等に関する条件について事前に調整を行い、必要な破碎や粒度調整等を行うことが必要。（利用形態を決めないまま破碎や粒度調整等を行うと、引取り業者の確保が困難となる）
- ・資材としての利用を進めるため、環境部局と土木部局間の連携や民間の知見の活用が必要。

⑥家電、自動車

- ・家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）については、可能な範囲で分別し、破損や腐食の程度を勘案し、リサイクルが可能（有用な資源の回収が見込める）なものは、家電リサイクル法に基づきリサイクルを行う。
- ・自動車については、自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し、リサイクルを行う。

⑦船舶

- ・燃料やバッテリー等を取り除いた上で破碎し、破碎後の金属くずは再生利用する。廃プラスチックや木くずは焼却し、できるだけ廃棄物発電等の有効利用を行う。
- ・石綿が使用されている部品等については、石綿含有廃棄物等としての処理を行う。

⑧危険物、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等

- ・他の廃棄物と区別し、危険物又は特別管理廃棄物としての取扱を行い、各々の性状に応じた処分を行う。

⑨津波堆積物

性状に応じて以下の処理を検討する。

- ・重金属等有害物質を含むもの、腐敗性のある可燃物、油分を含むもの
セメント原料としての利用、焼却又は最終処分場への埋立
- ・上記以外（水底土砂と同程度の性状のもの）
トロンメル（円筒形の回転式ふるい）、振動ふるい等で異物を除去した後、地盤沈下した場所の埋め戻し材としての利用、土木資材化又は海洋投入※

※当該津波堆積物が海洋投入処分が認められている水底土砂と同様に、陸上処分ができず、かつ、一定の判断基準を満たし、海洋環境への著しい影響を及ぼさない場合については、海洋汚染防止法に基づき、環境大臣の許可を得て海洋投入を実施できる。

⑩火災が発生した場所にある廃棄物

- ・火災が発生した場所において、灰と金属くずやコンクリートくずを分けて集めることが適当。
- ・灰や灰と混合した状態の津波堆積物等については、ダイオキシン類の濃度を踏まえ、熔融処理や最終処分場への埋立等を行う。

5. スケジュール

地域特性や処理の効率性を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、原則として以下の期間内を目途に、別添2に基づき処理を進める。仮置場のスペースによる搬入量の制約や交通渋滞の発生のおそれ等がある場合は、地域の実情に応じ、各自治体で適切に定めること。

(1) 仮置場への移動

生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）：平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動

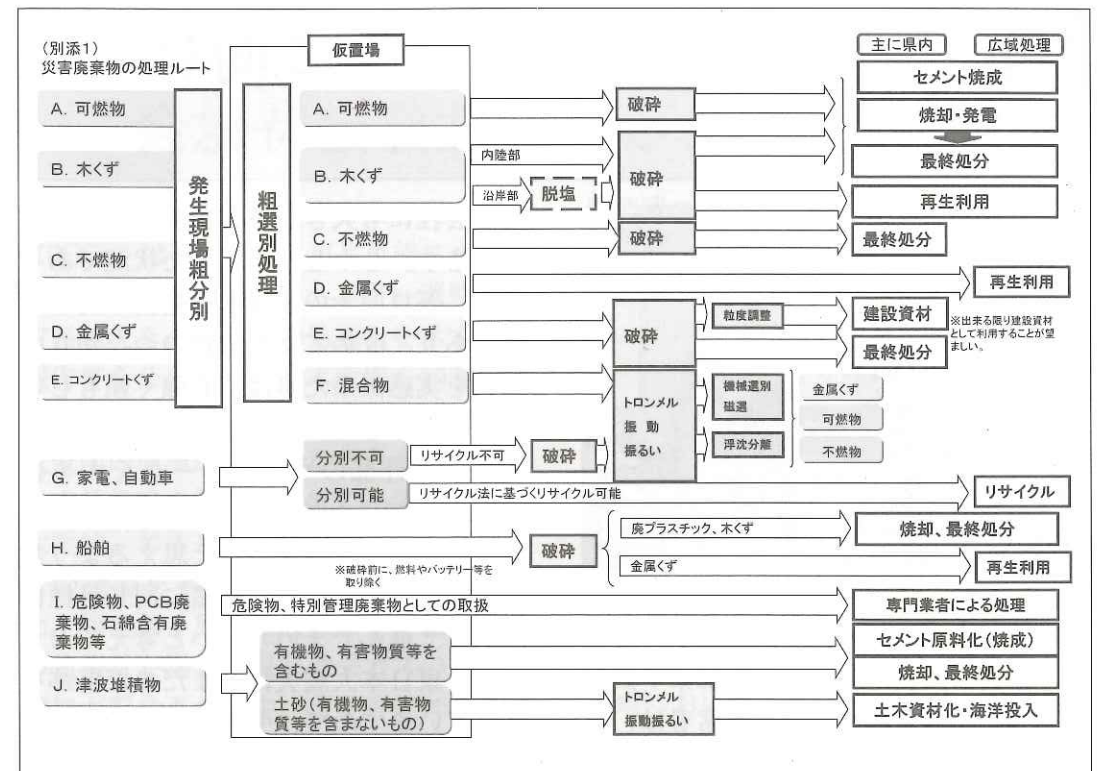
その他：平成24年3月末までを目途

(2) 中間処理・最終処分

腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分

木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定

その他：平成26年3月末までを目途



(別添2) 災害廃棄物の処理に向けたスケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1. 避難施設・居住地の近傍の廃棄物（生活環境に支障が生じる廃棄物）等の処理	仮置場の確保	収集	中間処理	最終処分	木くず、コンクリートくずの再生利用					
2. 上記以外の廃棄物の処理	仮置場の確保	収集	中間処理	最終処分	木くず、コンクリートくずの再生利用					
3. 地域の実情に応じた処理体制の整備	廃棄物量調査	協会の設置・運営	進捗管理							
4. 処理の推進に向けた支援	国、研究所等による支援									

東日本大震災の被災者に向けた 黙とうで始まった女性部定時総会



今後の活動方針を示す二木部長

平成23年5月19日(木)午後2時30分より、協会会議室に於いて女性部第7回定時総会が開催されました。出席者は、部員28名に対し、23名(内委任状2名)あり、過半数を満たす出席のもと総会は有効に成立いたしました。

まず、協会の古川専務理事よりご挨拶を頂き、環境省がとりまとめた東日本大震災に係る災害廃棄物処理のマスタプランの資料提供と説明、東日本大震災への義援金及びアースデイでの義援金、又、廃プラに対する部員からの情報提供のお願い等の説明を承りました。

引き続き、二木部長より今年度の女性部としての活動とあり方について、次のとおり報告がありました。「今年度は、通常、年度の最初に行う総会が5月になり、4月に青年部と合同のアースデイへの参加と共に、3月に起こった東日本大震災への義援金を募る為、Tシャツとマグカップを販売する活動からスタートした異例の年でした。東日本大震災は、私達にとっても、初めて経験した大きな災害となりました。東北にある私たちの仲

間の会社にも大きな被害を受けたと聞いています。しかし、そうした状況であっても、部員同士の密接な連絡網や助け合いがあり、改めて女性部員のつながりの固さを実感出来た事は、心強く頼もしいと実感しました。これからも、このつながり・女性部のネットワークを大事にし、今まで以上にこの「絆」を強化し、女性部の一員で良かったと思えるような部活動を提案し、長く一緒に同じ目標に向かって進んでまいりたいと考えております。東日本大震災は、まだまだ傷跡を残していますので、引き続き、私達が出来る事から協力していきましょう。」

二木部長の挨拶の後、吉田幹事が議長を務め、

- 第1号議案 平成22年度事業報告
- 第2号議案 平成22年度決算報告
- 第3号議案 平成23年度事業計画案承認の件
- 第4号議案 平成23年度予算案承認の件

についての審議が行われ、いずれも満場一致で議案は承認可決されました。

議事終了後、司会者より新入部員2名の紹介と、退部者2名についての報告があり、総会は閉会となりました。

暫しの休憩をはさみ、東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課の磐井指導係長及び渡部審査担当係長より、「第三者評価制度について」と「改正廃棄物処理法について」の研修を受け、全日程を終了いたしました。

(中野運輸株) 松原美紀子 記

砂漠の太陽を活用しよう

国連「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は5月9日、再生可能エネルギーが2050年の世界のエネルギー消費量の27%以上を占めるとの見通しを示す特別報告書を公表した。日本政府も19日の新成長戦略実現会議において、東日本大震災で国内環境が激変したことから、従来の成長戦略を改める方針で一致。菅総理大臣は、エネルギー政策の見直しについての議論を本格的に始めるよう指示した。福島第1原発事故の影響で化石燃料の使用量が増え、温室効果ガスの排出量増加が懸念される中、再生可能エネルギーへの方向転換が加速しようとしている。

再生可能エネルギーとは、短期間で自発的・定常的に再生される自然現象に由来し長期間にわたって枯渇しない太陽、地熱、潮汐などのエネルギー源のことで、これらを直接・間接に利用するのが太陽光発電等である。現在、再生可能エネルギーが世界全体のエネルギー供給に占める割合は約12.9%。バイオマスや水力、風力、地熱、太陽、海洋が主となっており、よりクリーンなエネルギーの利用を増やすことで温室効果ガスの排出を抑制することが可能だとIPCC報告書は指摘している。

特に近年急成長をとげているのが太陽光発電だ。地球上に到達する太陽光のエネルギー量は1m²当たり約1kW。地球全体に降り注ぐ太陽エネルギーを100%変換できるとしたら、理論上は世界の年

間消費エネルギーを、わずか1時間で賄うことができるという。しかし、太陽エネルギーを吸収して電気に変換するには、他の電力に比べ非常にコストがかかる。設置面積あたりの発電量が他の発電方式に比べて低く、天候や気温に左右され、夜間は発電しない、など制約も多い。太陽光発電のコストはここ10年で下がり続け、普及も進んでいるが、太陽光発電のシェアが他国に比べ飛び抜けているドイツでさえ、国内の年間総発電量の約1%にすぎない。だが将来のエネルギー構成において、太陽エネルギーが重要な柱の1つになると専門家の意見は一致している。

サハラ砂漠を、太陽光エネルギーの生産地として活用するサハラソーラーブリーダー(SSB)計画が、日本の研究者を中心に始まっている。砂漠には広大な土地と豊富な日照がある。砂漠の砂には太陽光パネルに使われるシリコンの原料となるシリカが多く含まれている。そこで、サハラ砂漠に太陽光発電基地とシリコン製造工場を建設し、その電力でさらに世界各地に発電所を建設していく。“昼”の発電所から“夜”の国へ送電すれば、24時間、電気の供給が可能だ。送電ロスが少ない超伝導送電線を利用すれば、サハラから1万km離れた日本へも送電できる。基礎研究段階からのスタートだが、2050年には世界のエネルギーの50%を賄うことが目標だ。砂漠は人類の希望となるのか、今後の進展に期待したい。

(吉本 記)



つぶやき 東京の世界遺産 小笠原諸島

学生の頃より南の島の海と自然への憧れが強く、国内の島々を貧乏旅行してきました。昼は海や自然を楽しみ、夜は島の人たちとの触れ合いや郷土料理を楽しんでいました。特に小笠原への憧れが一番強いものでした。同じ東京とはいえ、船で南へ1,000キロと遠く、最低1週間の休みが必要なために、結婚し子供が生まれてからは断念していました。

5月初旬、ニュースで小笠原諸島が世界遺産の自然遺産に登録される見通しであると報じられました。ユネスコ世界遺産センターの諮問機関の勧告内容が「登録」という結果になり、6月19日からパリで開催される世界遺産委員会で登録となる見通しとのことでした。日本の自然遺産としては、既に白神山地（青森県、秋田県）、屋久島（鹿児島県）、知床（北海道）が登録されていましたが、それらに続く4番目の登録となる見通しです。東京としては、文化遺産も含めて初めてのことです。

最近、日本の世界遺産について興味を持ち少し調べてみましたが、沢山あることを知りました。上記の自然遺産のほかに、文化遺産としては、法隆寺地域の仏教建造物（奈良県）、姫路城（兵庫県）、古都京都の文化財（京都府、滋賀県）、白川郷・五箇山の合掌造り集落（岐阜県、富山県）、原爆ドーム（広島市の平和記念碑）、厳島神社（広島県）、古都奈良の文化財（奈良県）、日光の社寺（栃木県）、琉球王国のグスクおよび関連遺産群（沖縄県）、紀伊山地の霊場と参詣道（三重県、奈良県、和歌山県）、石見銀山遺跡とその文化的景観（島根県）があります。皆さんも観光等で何か所かは訪れた事があるのではないのでしょうか。その時に世界遺産としての価値をどの様に感じられましたか？

世界遺産とは、世界遺産条約で「歴史、芸術、学術、景観に関わる顕著で普遍的な価値をもつ人類共通のかけがえのない

資産」と認められた文化や自然のことで、①「文化遺産」人類の歴史によって生み出され、受け継がれてきた遺跡や建築物など、②「自然遺産」地球の生成によって生み出されてきた自然景観や地形・地質、生物多様性、生態系など、③「複合遺産」に分類され、人類共通の財産として保護し、後世に伝えていくため世界遺産リストに登録されています。また、世界記憶遺産（フランスの「人権宣言」、オランダの「アンネの日記」等）、世界無形文化遺産（能楽、人形浄瑠璃、歌舞伎等）も上記の世界遺産とは別けて登録されています。世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、1972年に開催された第17回ユネスコ（国連教育科学文化機関）総会で採択され、1975年に発効されました。日本は1992年、125番目の締約国になりました。

「世界自然遺産」とは、顕著で普遍的な価値を有する地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれのある動植物の生息地などを含む地域のことで、代表的なものに「グレート・バリア・リーフ（オーストラリア）」「グランド・キャニオン国立公園（アメリカ）」「ガラパゴス諸島（エクアドル）」などがあります。小笠原諸島は、これらと肩を並べることになるのです。これから世界の観光客が訪れてこられる事でしょう。ある程度の開発は必要ですが、小笠原諸島の自然が守られ続ける事を願ってやみません。都民の一人として何かできることが有れば協力したいと思います。

私達の心の中に平和のとりでを築くためにも、世界遺産などを通じて相互の風習と生活を理解し合うことは大切な事だと思います。今回の小笠原諸島の登録によって、私達都民も自分の国や地域のことを知る事から始めてみる「きっかけ」になればと思います。

（ハチオウ 森）

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part58

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	自社工場内で	最終退出の時	設備電源やドアの閉め忘れ等を確認して消灯したら、足元が暗く見えづらかった為、近くにあった秤につまずき転倒しそうになった。	電源の位置や秤の置き場等を変える。
2	構内大型プラント内にて	設備の部品交換中	取外した部品が重量物であったにもかかわらず一人で運ぼうとしたら、抑えていた手から部品が離れ、足の上に落下しそうになった。	重量物を運ぶ場合には、二人以上で作業を行い、運搬に関しては台車やリフトなどを利用する。
3	住宅地を走行中	剪定枝を収集に向かう途中	現場が見つからないので、車両を止め地図で確認したところ現場が逆方向だった為、後方の道までバックで向かおうと思い、バック誘導をしようと車両の後方へ行ったら、車に興味があったのか子供達が後ろに居たので驚いた。	バックはしない。やむを得ずバックするときは、助手がいる場合は、必ず誘導する。一人乗車の場合は、車を降りて後方の確認をしてからバックする。死角には細心の注意を心掛ける。
4	ダンピングヤード内で	トラックで帰社途中	作業員が、作業半径内に近付いてきた為にハットした。	作業員は、作業半径内に入らない。作業半径内に入らなければならない場合には、必ず重機オペレーターに無線等で連絡を取る。（重機が停止して、オペレーターの合図を確認したら作業に移る。）
5	自社工場内で	破碎作業の為、油圧ショベルを運転している時	工場入口を背にして枝の破碎作業をしていたところ、枝を挟もうと旋回させたら荷下ろしの為にバックしてきたトラックとショベルのアームが接触しそうになった。（他業者の搬入車両のバックブザーが故障して相手の進入に気付かなかった。）	旋回時の後方確認及び旋回方面確認を怠らない。搬入車両に対してもバックブザーの故障（整備不良）を指摘し、修理するよう促し接触事故の低減を図る。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

トライアスロンとTTT会について

「トライアスロン」とは、3種目の複合競技で、1種目目が海などで泳ぐ「スイム」、2種目目はスピードと技術が要求される「バイク」、最後にハート（メンタル）が大切な「ラン」の3種目です。

トライアスロンの原型とされるアイアンマンが誕生したのが1978年（米国ハワイ州）で、日本では1982年に鳥取県米子市皆生温泉で始まりました。2000年シドニーオリンピック以降は正式種目にもなりました。

誕生から25年にも満たない新しい競技ですが、アイアンマンやワールドチャンピオンシップなどが世界の各地で毎年開催され、年々競技人口も増えて急成長しているスポーツです。日本代表選手は活躍中で、昨年第一回ユースオリンピックでは、日本人初となる



TTTの初参加レースにて町長と記念撮影

金メダルを獲得し、先のアジア大会では男子が一位と二位、女子も一位と二位で男女揃ってのワンツーフイニッシュでした。

東京産業廃棄物協会では、トライアスロンチーム（TTT会）を2005年に結成し今年で7年目を迎えました。きっかけは単純で、2005年1月に青山で開かれた協会の賀詞交歓会の場でのことです。イズミロジスティックスの泉さんとハチオウの森が立食パーティーの最中に「トライアスロンやってみようか!」と軽い乗りで話していました。その軽い乗りの趣旨にその場で即決し賛同してくれたのが、東亜オイル興業所の濱松さん、太陽油化の石田さん、都清掃の吉野さんでした。

当時は素人の集まりで、煙草は当たり前、100メートルすら泳げないメンバーもいましたが、お互いに情報を集めながら協力してレースに参加できるまでの身体を作りました。

今では、青年部の有志や協会加入会社の社員の方々にも参加して頂き、栄和清運の山田さんなど自己ベストを更新し続けているストイックな方、鈴木運輸の鈴木さんなど健康維持が目的の方、懇親会が目的の方など様々ですが、練習会や、大会で顔を合わせてはお互いに良い関係が築けています。

最後になりますが、TTT会が参加した2010年度シーズンの大会を別表にまとめました。トライアスロンに興味のある方でしたら懇親会からの参加でもOKです。毎月合同練習会を開催していますので、お気軽にご相談下さい。

(株)ハチオウ 森 雅裕 記



スイムスタート直前

2010年シーズンのTTT会の参加大会

4月	全日本トライアスロン宮古島大会	沖縄	ロングディスタンス
	石垣島トライアスロン大会	沖縄	オリンピックディスタンス
5月	渡良瀬貯水池ふれあいトライアスロン	群馬	オリンピックディスタンス
6月	お台場ナイトマラソン	東京	10キロ
	太平洋トライアスロン大会	福島	オリンピックディスタンス
	アイアンマン五島長崎（口蹄疫により中止）	長崎	ロングディスタンス
7月	温海サンセットビーチトライアスロン大会	山形	オリンピックディスタンス
	トライアスロンコリア	済州島	ロングディスタンス
8月	手賀沼トライアスロン大会	千葉	オリンピックディスタンス
9月	アイアンマン70.3・セントレア常滑ジャパン	愛知	ハーフアイアンマン
	菅平スカイライントレイルラン	長野	40キロトレイル
10月	木更津トライアスロン大会	千葉	オリンピックディスタンス
	葛西ナイトマラソン	東京	10キロ
	西伊豆トライアスロン大会	静岡	ミドルディスタンス
11月	陣馬山トレイルラン	神奈川	トレイルラン
	練馬光が丘ロードレース	東京	ハーフマラソン
	鋸山トレイルラン	千葉	21キロ
12月	江東シーサイドマラソン	東京	ハーフマラソン
	横浜ハーフマラソン	神奈川	ハーフマラソン
	忘年皇居駅伝	東京	20キロ駅伝
1月	谷川真理ハーフマラソン	東京	ハーフマラソン
	荒川30Kマラソン	東京	30キロ
	館山若潮マラソン	千葉	フルマラソン
2月	三郷シティーマラソン	埼玉	ハーフマラソン
	浦安シティーマラソン	千葉	ハーフマラソン
	東京マラソン	東京	フルマラソン
3月	板橋シティーマラソン（震災により中止）	東京	フルマラソン

23年度の優良性基準適合認定制度で3回の説明会

東京都環境局および(財)東京都環境整備公社と(社)東京産業廃棄物協会は、合同で平成23年6月10日(金)14時から16時まで、東京都新宿区の東京都トラック総合会館において「平成23年度優良性基準適合認定制度」について、産業廃棄物処理業者向け説明会を開いた。

まず最初に東京都環境局の志村産業廃棄物対策課長が挨拶に立ち「お陰様で優良性基準適合認定制度も3年目を迎え、今までに259社の業者の方に利用されております。最近の利用効果も上がってきております。また、この4月に廃棄物処理法が改正され、この中で

排出事業者の責任が最終処分の確認まで強化され、処理にあたっての優良業者の選定には当制度が更なる重要視されてきております。」として、処理業者の積極的な認定申請を求めている。

この説明会はさらに6月15日(水)と22日(水)の計3回開催されるが、内容は産業廃棄物対策課の磐井指導係長の制度説明と、東京都環境整備公社優良性評価室長から申請手続き、評価内容等についての概要説明があり、最後に質疑応答が行われた。今回から特に個別相談会を設け、応募への容易さをアピールしていた。

委員会報告



医療廃棄物委員会 (五十嵐委員長)

平成23年5月10日(火)15時より、10名の委員により開催された。

7月と9月に予定している、協会員感染性許可取得業者向けの研修会の内容について検討した。

7月開催分については、震災後、感染性廃棄物は実際どうなったのか、どのような対策をすれば良いのかという事についての研修内容とした。6月中旬頃までに詳細を決定する。

9月開催分は、より良い適正処理を目的とした、排出事業者や処理業者等との懇談会形式とする事とした。

次回の委員会は6月14日(火)15時から開催。

青年部 (濱松部長)

平成23年5月19日(木)15時より13名の幹事により幹事会が開催された。

まず、加藤相談役より現在の全産廃連青年部協議会としての東北大震災への支援の現状と今後について説明があった。

次に先月行われたアースデイについて、当日は予想より大勢の参加があったことが報告されるとともに、来年度に向けての内容等について協議された。当日、チャリティーとして販売されたマグカップについては、今後「とうきょうさんばい」に掲載し販売していくこととなった。

また、来月の定時総会運営資料並びに青年部規約へ追加する慶弔規定の詳細を確認した。

最後に法令委員会・コミュニケーション委員会より今後の活動方針が発表され会議は終了した。

表紙の言葉

今回のテーマは“組み紐”である。写真は浅草・仲見世のそば(桐生堂)2階の作業場で組み紐を製作している桐生堂の主、羽田 真治代表取締役である。

組み紐とは、日本伝統の工芸品で、細い絹糸や綿糸を編んで織り上げた紐で、「角打ち紐」と、リボン状に平たい「平打ち紐」と丸い「丸打ち紐」の3種類に大別される。羽田社長にその歴史を問うと、日本には仏教の伝来により、仏具、経典、巻物の付属品の飾り紐として渡来した。奈良時代には細い糸による組み帯などの男女の礼服として普及、鎌倉時代には武具の一部、安土桃山時代には茶道具の飾り紐として使われた。特に豊臣秀吉が美術工芸を奨励したことから組み紐を職業とするものが現れ、現在でも伊賀等では伝統的に組紐業が盛んという。

桐生堂は明治9年に創業、初代の出身地が群馬県桐生市だったので桐生堂を名乗り、現在は4代目が当主、5代目が修行中で伝統を受け継いでいる。

浅草店住所 東京都台東区浅草1-32-12 Tel/Fax 03-3847-2680

E-mail kiryudo_1st@y3.dion.ne.jp

よるが相談

廃棄物処理法は平成22年5月19日に改正・公布され、付随する政令が同年12月17日に、環境省令が本年1月28日に、それぞれ改正・公布され、平成23年4月1日から法律とともに施行された。

本号は前号に引き続き、その改正の内容と実務に及ぼす影響について勉強するものである。

前号は「事業者の責任強化に関する改正」として、次の項目を取り上げた。

「処理業者からの処理困難の通知による対応義務」

「事業者が事業場以外の場所で産業廃棄物を保管する場合の届出制」

本号では、事業者の責任に関する改正のうち、次の項目を取り上げる。

問1 「事業者」の定義が明確化されたと聞きますが、どういうことでしょうか。建設工事の場合の「事業者」とは誰を指しますか。

答 不法投棄は建設廃棄物が多い。建設関係事業の場合、“自社処理”、“自己処理”などと称して、許可なくして無許可の場所に運搬して、大きな山積みをするなど、不適法な収集運搬や保管、不適正な処分をする例が多いので、事業



弁護士

芝田 稔 秋

改正で廃棄物処理法はどう変わったか (3)
事業者の責任と産業廃棄物処理業者の責任の強化

法律相談

主体として責任を負うべき主体は誰かを明確にするとともに、許可がなくても適法に保管し、収集運搬し、処分できる場合を認めるとすれば、どんな場合かを明確にして、それに当たらない場合は、違法な保管・運搬・処分に当たるとして取締まることを明記したのがこの改正である。

法第21条の3第1項

「建設工事が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の適用は、元請業者を事業者とする。」

【解説】

改正法では、数次の建設業者がかかわる場合において、如何なる場合においても「元請会社」を一律に「事業者」とすると明言された。以下の3項においても、元請負人（以下「元請」という）が事業者であることに変わりはなく、原則として、事業者としての責任が問われることになるので、元請業者にとっては下請業者の管理が必要である。

そのため元請業者は、<その運搬・処分は、当社は関知していない。下請の〇〇会社に任せていて、全然関与してはいないから、事業者としての責任を負わせられては困る。当社には責任はない>と、

逃避することはできない。仮に、以下の規定によって下請が「事業者」とみなされる場合があっても、元請が事業者であることには変わりはない。

では<事業者の責任>とは具体的にどのようなものかという点、委託基準を遵守する義務（法第12条4項、法第26条第1号、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金または併科）、マニフェストを発行する義務であり、産業廃棄物の処理を委託した業者が不適正な処理や不法投棄した廃棄物があるとき、それらの業者が原状回復できないとき、最終的に「措置命令」を受けて原状回復すること、もしくはそれに要する費用を負担することなどである。

また<事業者とみなす>というのは、何を意味するかという点、許可なくして産業廃棄物の保管・収集運搬・処分ができることを意味する。つまり「元請負人」は、許可なくして、産業廃棄物の保管・収集運搬・処分ができるということである。

問2 建設工事に伴って生ずる産業廃棄物の「保管」や「運搬」の場合の下請を「事業者」とみなすという改正がなされたそうですが、どういうことでしょうか。

答 まず、「保管」について、次のように改正された。

法第21条の3第2項

「建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について下請負人が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、産業廃棄物保管基準及び改善命令に係る規定を適用する、という。」

【解説】

「事業者とみなす」とは、結局のところ

る、許可なくして「保管」をすることができるということである。

下請が、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可を有していて、「保管」がその許可の範囲にあれば、なんら問題はない。

問題は、下請が産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を有していない場合である。許可がないなら、収集運搬も保管もできないはずである。

しかし、次項の規定と相俟って、元請から下請を頼まれて建設廃棄物を運搬と保管をすることを頼まれた場合は、この改正規定によって、適法とされることになった。つまり、産業廃棄物処理業の許可がなくても、「事業者」とみなすことにより、自己の責任において「保管」をすることを適法とするわけである。

そこで下請が保管を行う場合、下請は「産業廃棄物保管基準」の適用を受けることになる。その結果、下請は、保管基準に合致した保管をしなければならない。もし、保管基準に違反した保管をした場合は、下請も元請もともに、保管基準違反が問われる。違反だとなれば、「改善命令」を課され、措置命令を受ける。また改善命令だけでなく、「立入検査」（19条1項）も「報告徴収」（18条1項）も受ける。

改善命令が課された場合、改善が期限内に行われればそれでよし、もし期限内に行われなかった場合は、下請も元請も改善命令違反としての責任が問われる。刑事責任としては、法26条第2号により、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金または併科となる。

また、これまでは「保管基準違反」だけでは措置命令は課されなかったが、今般の改正で、行政責任として、措置命令が課されることになった。「措置命令の拡充」という改正である。

このことから元請業者は、廃棄物処理

に関して「下請業者管理」をしっかりと行う必要が生じた。

問3 建設工事に伴って生ずる産業廃棄物を下請けが「運搬」する場合に、「事業者」とみなすという改正がなされたそうですが、どういうことでしょうか。

答 「運搬」については、次のように改正された。

第21条の3第3項関係
建設工事に伴い生ずる廃棄物（環境省令で定めるものに限る）について書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、産業廃棄物処理業の許可、産業廃棄物処理基準及び改善命令に係る規定を適用する、という。

【解説】

ここでも「事業者とみなす」とは、許可なくして、建設廃棄物を収集運搬することができるということである。

この改正規定によって、下請が書面による請負契約によって「運搬」を行う場合、「事業者」とみなして、産業廃棄物の収集運搬業者の許可がなくても適法な運搬が可能とされた。

従って、下請が収集運搬を行う場合、下請も元請もともに、「産業廃棄物処理基準」のうちの「運搬の基準」（法12条1項）の適用を受けることになる。つまり、産業廃棄物処理基準の中の運搬の基準に従って運搬しなければいけないということである。

下請の請負契約が“書面による場合”に限定されたのは、請負契約の明確性を必要としたためである。だから、口頭の請負で運搬した場合は、下請は事業者と

は認めてもらえないから、収集運搬業の許可がなければ「無許可営業」となる。

但し、たとえ書面による請負契約がなされたからといっても、無制限に運搬が可能になるものではなく、以下に示す小規模の仕事の場合に許されることになった（省令18条の2）。

- ①維持修繕工事であること。新築工事、増築工事、解体工事の運搬の下請は除くとされる。
- ②引渡が済んだ建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が500万円以下の工事であること。消費税は「500万円」に含まれない。
 - ・「瑕疵の補修工事」とは、新築工事等の完了後、それらの工事の一環として行われる修繕工事をいう。
 - ・「請負代金の額」とは、発注者から元請に対する元請代金のことである。元請と下請との請負金額ではない。
- ③特別管理産業廃棄物でないこと。
- ④1回に運搬する廃棄物の容積が1㎡以下であること。この1㎡は、厳密な測定でなく、だいたいの量でよい。
- ⑤運搬途中で保管を行わないこと。
- ⑥運搬先が、元請業者の保管場所又は処理施設であること。
- ⑦運搬先が、建設工事現場と同一都道府県又は隣接都道府県であること。
- ⑧下請業者が廃棄物の運搬を行うことが、書面による請負契約で定められていること（法21条の3第3項）。
- ⑨必要事項を記載した別紙を作成し携行すること。

〔注〕環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長の平成23年2月4日の都道府県・政令市に対する「通知」によれば、以下のような記述がある。

下請が法第21条の3第3項の規定により「事業者」とみなされるのは、環境省

令で定める廃棄物について、建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより、自ら運搬を行う場合に限られることから、運搬を行う廃棄物が環境省令で定める廃棄物である旨について個別の建設工事における請負契約で定める必要がある。

この関係を明確にするために、次の事項を記載した「別紙」を作成して携行することとされた。

- ①元請業者及び下請負人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- ②当該廃棄物を生ずる事業場の所在地
- ③発注者の氏名又は名称及び住所
- ④運搬する廃棄物の種類及び一回当たりの運搬量
- ⑤運搬先の施設の所在地
- ⑥運搬先の施設について元請業者が所有権又は使用権原を有する旨の元請業者の誓約
- ⑦運搬を行う期間
- ⑧運搬を行う従業員の氏名
- ⑨運搬車の車両番号
- ⑩当該建設工事が維持修繕工事である場合には、建築物等の引渡しが行なわれた年月日（瑕疵補修工事であることの証明）及び請負代金相当額が500万円以下である旨の元請業者の誓約と押印。
「押印」については、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるとされた。

問4 下請業者が元請業者に断わりもなく、勝手に運搬又は処分をした場合はどうなりますか。

答 この点に関しては、次のように改正された。
第21条の3第4項関係

下請負人が建設工事に伴い生ずる廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当該下請負人を事業者とみなして、委託基準及び産業廃棄物管理票制度に係る規定を適用する、という。

【解説】

以上の規定は、下請けが書面による契約を結んだ上で、自分で運搬や保管をした場合で、収集運搬や保管の許可がない場合に「事業者とみなす」ということで、許可なくして可能というものであるが、この規定は、下請けが自分で運搬せず、しかも元請に断りなく勝手に、他の業者に運搬又は処分を委託した場合に、どうなるかという規定である。

特例として、この勝手に委託した下請を「事業者」とみなすことにして、事業者としての責任を課することにした。

事業者は許可なくして、自ら収集運搬・処分ができるが、そのかわり、他人に委託する場合には、委託基準に従って委託すること、従って、許可のある業者に委託すること（許可の有無を確認すること）、法定事項を盛り込んだ契約書を作り、マニフェストを授受しなければならないなどの義務がある。

従って下請が勝手に、さらに下請に委託した場合は、これらの事業者の義務を課すことにして、事業者としての義務違反や委託基準違反の責任を問うというものである。

なおこの規定は、下請が他人に処理委託を行うことを適法として推奨するものではない。この規定の趣旨は、あくまで下請が勝手に委託した場合の適用すべき規定を明確にしたうえ、その規定に触れないように注意した規定である。

問5 措置命令についてどのような拡充がなされたのですか。

答

措置命令の拡充の改正

措置命令とは、不法投棄された廃棄物があれば、除去して原状を回復するとか、除去の費用を負担することの命令のことである。処理法に違反した行為者に対して、課されるが、一般廃棄物の場合と産業廃棄物の場合に分けて規定されている。今回は産業廃棄物についての措置命令が発令できる場合を拡充した改正である。

「第19条の4、第19条の5等関係」

① 産業廃棄物処理基準（特管物の場合は特別管理産業廃棄物保管基準及び同処理基準）に適合しない産業廃棄物の「処分」が行われた場合に限り措置命令が発令されたが、今回の改正で、産業廃棄物の処理基準に違反する“収集・運搬”と産業廃棄物保管基準に違反する“保管”が行われた場合も措置命令が発動されることになった。

これまでは、「保管基準違反」や、「収集・運搬基準違反」では、措置命令が発動できなかった。

② 上記の違反行為者が数次の建設工事の行われる場合の「下請」が、産業廃棄物処理基準に適合しない“処分”を行った場合は、下請は勿論、元請も下請とともに措置命令を受けることになる（第19条の5第1項第4号関係）。

以上のような基準に合致しない運搬の場合は、環境省令を遵守していないことになるので、「事業者」とは認められず、産業廃棄物収集運搬業者の許可が必要となる。許可があればよし、許可がなければ「無許可営業」として処罰される。

問6 土地所有者等の責任に関する改正…新設

土地の所有者や借借人などに対して、不法投棄がなされた場合に、届出ること

とする規定が新設されたということですが、どういうことですか。

答

処理法第5条2項

「土地の所有者または占有者は、その所有又は占有もしくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに都道府県知事または市町村長に通報するよう努めなければならない。」

【解説】

廃棄物が不法投棄されて実際に被害を受ける者は土地所有者とか借借人である。

不法投棄した本人が撤去するとか、代執行による回復が行われない限り、不法投棄物は永久に地上に残ることになるから、自分自身のためにも出来るだけ早く不法投棄物を発見したら通報して、不法投棄を最小限度の被害で食い止めようとするのが普通である。だから、こんな規定を設けるのは無駄であり、無意味のように思われる。

<ハラガヘッタラ飯を食え>という法律はない。言われなくても食べるからである。

それゆえ、この規定は、むしろ地主が通報しない場合があることを叱る意味において重要であると思う。つまり、通報しないことが、地主や借借人が不法投棄を黙認しているのではないかと疑い、それをこの規定で、地主に不法投棄への加担を防止する意味が込められているように思われる。

特に大規模な不法投棄は長期間かかるから、地主が知らないはずはないのであって、連絡をしないほうが怪しいとみななければならないからである。

～協会の主な今後の日程～

(平成23年6月1日現在)

Table with columns: 月, 日, 曜日, 行事予定, 備考. It lists various association events from June 3 to June 26, including general assemblies, seminars, and committee meetings.

お江戸ぶらぶら歩く記



＝お江戸の名所旧跡＝

大森界隈を歩く④

大森の海岸のことや海苔の歴史にこだわって神社・仏閣から少し離れてしまっていたが、今号から何時ものコースに戻ることにした。今までは第一京浜の海側取材してきたが、目を反対側に転ずると大森本町2丁目のスポーツセンターほぼ向かい側にあたる場所に大森神社がある。



大森神社

この神社が何時創立されたかは明らかではないが、伝説によると昔このあたりが海辺であったが、ある時、海上に金色の光が輝きご神体（阿弥陀像という）が波のまにまに浮かんで岸辺に流れ着いた。里人たちは恐れてこの像を沖へ押し流したが、再び元の場所に、押し流すこと三度に及んだ。なおも元の場所により来るので、その像を社を建てて祀ったのが当社の起源だと言われている。そのために、

この社を寄来明神とも寄来神社ともいわれている。ご祭神は久久能智命。末社に稲荷神社（祭神は宇加之御魂命ほか）椿神社（祭神は猿田彦命）。

国道をさらに進むと環状7号とクロスしているの、環7を右にとり信号二つ過ぎたところに浅間神社がある。富士山本宮浅間大社（富士宮市に鎮座）は第7代孝霊天皇の御代、富士山が噴火し国中が荒れ果てたので、第11代垂仁天皇が浅間大神を山裾の地に祀り、山霊を鎮められたのを起源とし、次の景行天皇の御世に日本武尊が東夷征伐のとき、駿河の国で賊の野火に遭われたが、富士浅間を祈念してその災を免れたため、その地に浅間大神を祀られたのが起源。



浅間神社

大森浅間は、その流れを汲み江戸時代に当時隆盛を極めた山嶽信仰に基づいて富士浅間神社を勧請した。御祭神は山嶽

を守る大山祇命の姫君である木花咲翁斐姫命で、桜の花が咲き匂うような美しい姫神で、天照大神のお孫のお妃になられ、貞淑の誉れ高い神様。御神徳は安産・子育ての守護神で防火の神として知られる。



諏訪神社

浅間神社のわきの道を入っていくと諏訪神社がある。創建の年代は明らかではないが、江戸時代には大森村のうち山谷の鎮守であったと伝えられている。

祭神は建御名方命。境内に昭和11年建立の村社昇格記念碑、明治37、8年従軍者田中富五郎ほか35名の日露戦役記念碑、昭和39年9月の大森漁業協同組合の漁業納華之碑などがある。

第一京浜に戻り先に進むと大森警察署のところで産業道路と二股になる。その警察署の裏手に大森区役所跡の標識が立っている。それによると、この地は、大森警察署の敷地となっているが、かつて大森村（町）役場・大森区役所があったとするされている。

昭和7年（1932）、東京市の市域拡張に伴い、それまで荏原郡に属していた現大田区域のうち馬込・東調布・池上・入新井・大森の5町が合併して大森区ができたという。

大森区役所の位置は、入新井町役場も



大森区役所跡の標識

候補地であったが、大森町役場の庁舎が昭和6年（1931）に建設されたばかりで、当時荏原郡で唯一の鉄筋コンート3階建ての建物であったことから決定されたそうである。この建物は、昭和15年（1940）に区役所が中央2丁目（現大田文化の森）に移転してからは大森警察署として使用されてきた。



丁丑之役の碑

日清戦争の碑

この標識と並立する石碑は、当時大森村役場の敷地にあったことから、この地に建てられたもので、大森村から従軍した兵士の記念碑、向かって左は明治10年（1877）の「丁丑之役」（西南の役）の碑で、都内でも数少ない貴重なものと言う。

また左は明治27～8年（1894～5）の日清戦争の際の碑とされている。

（この項つづく 明）

事務局だより

平成19年4月に人生の一区切りを終えた初々しい老人が？（何処が初々しいのか…）協会に就任してきた。そして、選りよってこの事務局だよりの執筆を担当することになった。それから早いもので、4年2か月という歳月が経過し執筆回数も延べ50回という節目の時を迎えるに至った。

そして、これが最後の記述になるうとは、我ながら予想もしなかった。

申し遅れましたが、このたび一身上の都合により6月末を持って、当協会を退職することとなりました。会員の皆様におかれましては在任中、不徳の私を何かにつけてサポートして頂き、ご指導・ご鞭撻を賜りましたこと、この紙面をお借りいたしまして御礼申し上げます。

振り返って見れば、本当に早いものでアッという間の年月でした。

書くネタがなく、原稿締切りのぎりぎりまで悩

みに悩んだことも随分ございました。第2の人生なのに、何でこんな思いをしなければならないのか、と自分の才能の無さを呪い愚痴って見たことも多々ありました。

しかしそんな時、同じ仲間や会員の皆様から、面白いから機関誌は逆から読んでいようよ。という心憎い煽りの言葉をかけられると、ついついその気になってまた挑戦するような愚か者でした。

愚か者だから、きっと続けられたのだと思います。恥も外聞もなく。……

それもこれも、会員の皆様の心温まるご支援や同僚・仲間の叱咤激励があったからこそ成し得たものと心より感謝申し上げます。

最後に、「事務局だより」という機関誌本来の使命である記述について、何ら役割を果たし得なかったことについて、お詫び申し上げますとともに、今回の、東日本大震災によって被害を被りました被災地の、一日も早い復旧・復興を祈念申し上げます。サヨナラといたします。（木村）



編集後記

例年と比べて約2週間も早い入梅となりました。植物はそれでも正直なもので泰山木は入梅とともに開花していました。秋に来るはずの大型台風の到来もありました。温暖化の影響云々を何度かこの稿で書きましたが、気候の変化の原因を探求してもすぐに対策を打つことは不可能なようです。ならば、発生している現象に素直に適応するべきでしょうか。

第55回・定時総会へは多くのご参加を頂き、深く感謝申し上げます。議事の中でも報告させて頂きましたが、会員数の増強が最も大きな課題となっております。事務局及び幹部で出来るところから手を打っていますが、なかなか顕著な改善をみるところに至りません。会員の皆様からの建設的なご意見に期待しているところもございます。思いつきでも結構ですので、ご意見をお寄せ頂ければ幸いです。

前にも書きましたが、明治維新から約150年経

過しています。江戸時代約250年、室町時代約250年、鎌倉時代約150年でしたので、次の250年の時代に大きく変化するのでしょうか。それとも二度あることは三度あるで、この先100年、基本的に変わらずに時を刻むのでしょうか。今回の大震災で自然災害の歴史考証が盛んに行われています。災害に留まらず、政治、文化等にその考証を広げて頂くのも良いかと想っております。

もうすぐ本格的な夏を迎えます。電力供給の問題等が間近にそびえたっています。もともとわが業界はリサイクル、リユースを事業に取り込んできました。今後もこの方向性を維持していくこととなると思います。ここに省エネルギーの嵐が到来しました。これからは何でも使い切っていかなくはならない時代ではないでしょうか。廃棄物には見えないものもござります。そんなところに知恵を働かせて頂ければ、事業の拡大も可能ではないでしょうか。

（乙顔）

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

とうきょうさんぱい 2011 第250号

発行人 高橋 俊 美
企画・編集 報 委 員 会
発行所 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の^{いのち}生命をあたえたい...それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途

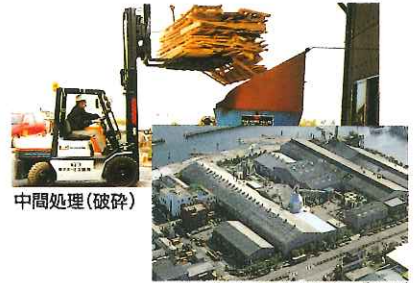


パーティクルボード生産

再生(製品化)



身近な使用例



中間処理(破碎)

パーティクルボード工場 (JIS表示許可番号290031) 製造・加工

廃棄



木質廃棄物

受入れ・中間処理(破碎)

私たちは究極のリサイクル(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

当社で生産したパーティクルボードは建材や家具等に使用もしくは加工・製品化されます。しかし、あくまでも木質系の素材であるため、腐朽化することは否めません。そこで、また廃材となってしまうとき、当社にお持ち込みいただくことにより、再びパーティクルボードとして生命を吹き込むことが出来るのです。これこそが当社の目指している究極のリサイクルなのです。

目標は究極のリサイクル(資源循環の輪)なのです。

東京ボード工業では... 廃棄パレット・梱包廃材・型枠合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立て処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさにリニューアルボードと言えるパーティクルボードを生産しています。

パーティクルボードとは... 木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木材製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

Recycle and Ecology



東京ボード工業株式会社

お問合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525
http://www.tb-i.co.jp

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮城1-0-0
TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5643

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1
TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード「エヴァボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。
http://www.epd-eco.com

